

(別添 2)

消費者安全法第23条第 1 項の規定に基づく
事故等原因調査報告書

学校の施設又は設備による事故等

令和 5 年 3 月 3 日

消費者安全調査委員会

本報告書の調査は、消費者安全調査委員会が消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、消費者安全の確保の見地にたつて、事故の発生原因や被害の原因を究明するものである。消費者安全調査委員会による調査又は評価は、生命身体に係る消費者被害の発生又は拡大の防止を図るためのものであって、事故の責任を問うために行うものではない。

本報告書は、担当専門委員による調査、サービス等事故調査部会における調査・審議を経て、令和5年3月3日に消費者安全調査委員会で決定された。

消費者安全調査委員会

委員長	中川丈久
委員長代理	持丸正明
委員	小川武史
委員	河村真紀子
委員	小塚荘一郎
委員	宗林さおり
委員	東島弘子

サービス等事故調査部会

部長	持丸正明
部長代理	宗林さおり
臨時委員	澁谷いづみ
臨時委員	首藤由紀
臨時委員	中原茂樹
臨時委員	西田佳史
臨時委員	波多野弥生
臨時委員	宮木由貴子

担当専門委員	内田良
担当専門委員	北村光司
担当専門委員	木村哲也
担当専門委員	高木元也

目次

1	調査の目的等	1
2	事故の発生状況	4
3	認定した事実	14
3. 1	法令等に示されている学校の安全点検（文献等調査）	14
3. 2	学校の安全点検の実態（アンケート調査）	27
3. 3	学校で使用されている点検表の実態（収集資料調査）	34
3. 4	学校施設・設備の危険事例（訪問調査）	37
3. 5	安全点検を担う教職員の勤務実態等（公表資料調査）	55
4	認定した事実に基づく課題の抽出	56
5	原因	59
6	再発防止策の検討に係る調査	60
6. 1	科学的に安全を確保するための考え方、手法	60
6. 2	安全点検の担い手となる人材	65
7	再発防止策	69
7. 1	安全点検の改善	69
7. 2	緊急的対策の実施	70
8	意見	71
8. 1	安全点検の改善	71
8. 2	緊急的対策の実施	71

1 調査の目的等

(1) 調査の目的

学校は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）により、学校安全計画を策定し、毎学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について安全点検を行わなければならないとされており、2018 年度に学校安全計画を策定していた学校の割合は 96.3%、安全点検を実施した学校の割合は 98.6%であった¹。

しかし、教室の窓からの転落、ゴールポストの転倒等、学校の施設又は設備に起因して児童生徒等が死亡する事故等が発生している。

消費者安全調査委員会²（以下「調査委員会」という。）は、安全点検が実施されているにもかかわらず、学校の施設又は設備に起因する事故等が発生していること等を踏まえ、学校の施設又は設備に起因する事故等による生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため調査を行うこととした。

本調査は、特定の事故に係る事故等原因の究明を目的として行ったものではなく、次に述べる事故類型に共通する事故等原因の究明を目的としたものである。すなわち、学校保健安全法における学校³のうち、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校において発生した事故等であって、小学生又は中学生（以下「小中学生」という。）が被災した事故等のうち、主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故等（スポーツの動きを伴う事故、実験や調理実習における事故、第三者の危険な行為による事故等を除く。以下「学校の施設又は設備による事故」という。）に共通する事故等原因の究明を目的として行ったものである。なお、本調査は、公立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の事故等を中心として行った。

¹ 文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」〔平成 30 年度実績〕（平成 31 年 3 月） <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/data/report-h30.pdf>

² 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の改正により、2012 年 10 月 1 日に消費者庁に設置された。

³ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、すなわち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校（学校保健安全法第 2 条）

(2) 選定理由

調査委員会は、「事故等原因調査等の対象の選定指針」（平成 24 年 10 月 3 日消費者安全調査委員会決定）に基づき、次の要素を重視し、「学校の施設又は物品により発生した事故等」（調査開始後「学校の施設又は設備による事故等」に変更）を事故等原因調査の対象として 2020 年 2 月 27 日に選定した。

a 公共性

小中学校における教育は義務教育として行われており、法律により実施している安全点検に問題がある場合は、同種又は類似の生命身体事故等が広く発生するおそれがある。

b 被害の程度

窓からの転落等により死亡事故が発生している。

c 単一事故の規模

サッカーゴール等の大型設備による事故の場合は、複数の消費者に被害が生じるおそれがある。

d 多発性

2019 年度に事故情報データベース⁴に登録された学校の施設又は設備による事故は 31 件であった。

e 消費者による回避可能性

小中学生は発達段階にあり、自分の行為の結果を完全に理解しているとは限らず、事故等の発生を回避することが困難な場合がある。

f 要配慮者への集中

小中学生が被害を受けるおそれがある。

⁴ 「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（2010 年 4 月正式運用開始）のことである。事故情報データベースには、独立行政法人日本スポーツ振興センターが災害共済給付において給付した学校の管理下の死亡・障害事例として公表している情報のうち、消費生活上の事故情報が登録されている。

(3) 調査体制

調査委員会は、本調査について、学校事故、安全に関する国際規格及び労働安全の知見等が必要と考えることから、以下の4名の専門委員を担当専門委員として指名し、サービス等事故調査部会及び調査委員会で審議を行った。

専門委員 内田 良 (名古屋大学大学院 教育発達科学研究科教授)

専門委員 北村 光司 (国立研究開発法人産業技術総合研究所
主任研究員)

専門委員 木村 哲也 (長岡技術科学大学 工学研究科教授)

専門委員 高木 元也 (労働安全衛生総合研究所
新技術安全研究グループ特任研究員)

(4) 調査の実施経過

2020年2月から2023年3月にかけて調査を実施した (添付資料参照)。

(5) 原因関係者からの意見聴取

原因関係者⁵から意見聴取を行った。

⁵ 原因関係者 (消費者安全法第23条第2項第1号) とは、帰責性の有無にかかわらず、事故等原因に関係があると認められる者をいう。

2 事故の発生状況

事故情報データベースに登録されている事故等から、学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故等を抽出した。また、抽出した死亡事故について、公表されている調査報告書等の内容を確認した。

(1) 事故情報データベースに登録されている件数及び内容

「学校」をキーワードとする事故情報、危険情報のうち、被害者が小中学生ではない事故（教職員⁶が被災した事故）、重複登録された事故、スポーツの動きを伴う事故、実験や調理実習における事故、第三者の危険な行為による事故等を除き、主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故等を専門委員及び事務局にて抽出した。

本項目において抽出した事故等は、国立の小中学校や私立の小中学校等、公立の小中学校以外の小中学校における事故等が含まれる。抽出した事故等以外に学校の施設又は設備による事故等が発生していないことを意味するものではない。

a 死亡事故

2012年4月から2022年3月までの間に事故情報データベースに登録された死亡事故のうち、「学校」というキーワードで検索し、保育園児、幼稚園児、高校生以上が被害者である事故を除外した事故件数は194件、このうち、主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故は9件登録されていた。

事故内容の詳細（事故情報データベースから引用。下線追記）は事例1から9までに記載のとおりであり、事故内容別の件数は、窓からの転落が5件、吹き抜けからの転落、椅子からの転倒、ゴールポストの転倒、防球ネット支柱の倒壊が各1件であった。

窓からの転落のうち4件は、窓際にある棚等の上に乗った後、転落していた。

⁶ 校長、副校長及び教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員並びに事務職員をいう（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第3項）。

(a) 窓からの転落（窓際にある棚等の上に乗った後に転落）

【事例1】（小学生）

掃除終了後の休憩時間中、教諭の資料が、教室の南側柱に設置されていた扇風機にからんでいるのを発見した他の児童が、棚の上に乗って直そうとしていた。本児童が手伝うと言い、棚の上に乗って資料を移動させた時バランスを崩し、2階の窓から1階のコンクリート部分に転落した。その際、頭部を強打した。（担任は、廊下で他の児童の指導をしていた。）すぐに落下場所に駆けつけたが、反応がなかった。救急車で搬送、さらにドクターヘリで、病院に搬送した。治療を受けたが翌日死亡した。

【事例2】（小学生）

5校時終了後に行った全校集会以降、保護者より依頼のあった待機児童十数名については、3階図書館で預かりを実施した。最初の内は本を読んだり、宿題をしていたり、友だちと読み聞かせをしていたが、走り回ったりかくれんぼと思われる遊びをしている児童もでてきて、落ち着きのない状況となっていた。午後4時前に職員が不在となって以降、本児童は北側窓の下部にあった本棚に上がり、さらに開いていた窓の窓枠に、室外を背に座るなどしていた直後に転落した。事故直後は、呼吸停止、心停止状態であったが、心臓マッサージと人工呼吸を行い、救急車を要請、専門の医師と看護師がヘリコプターで到着し、救急救命処置を行ったが、同日死亡した。

【事例3】（小学生）

親子奉仕作業時、2階図書室で本を読んでいた本児童に、母親が掃除するよう声を掛けると窓際の本箱に乗った。その際、同級生に手伝ってくれるようにと依頼し、同級生が本箱に手をかけたとき本児童は後ろによけ、その際バランスを崩して足を滑らせ、約5メートル下の地面に転落し、頭部、胸部等を受傷した。直ちに救急車を要請、意識不明の状態だったので、頭と身体を固定した。しばらくして意識混濁の状態になり、救急車で病院に搬送、治療を続けたが、約1ヵ月後に死亡した。

【事例4】（小学生）

本児童が校舎南館2階にある教室前の廊下の窓から転落し、中庭通路にうつ伏せになって倒れていた。児童らからの聞き取りによると、本児童は、1.8mの高さにある窓の鍵を開けるため、2階廊下の窓際に置いてあった金属製の用具入れ（高さ90cm）に乗って窓を開けた。右足を窓と手すりの間に入れており、降りるためにふり返った際、バランスを崩して後ろ向きに転落し、1階中庭通路（コンクリート）に転落したものと思われる（傷病の程度 死亡）。

（b）窓からの転落（a以外）

【事例5】（中学生）

昼食時休憩時間中、3階の教室でカーテンがかかった窓辺に座って友人と話していた際、窓が開いていることに気付かず寄りかかろうとして、そのまま中庭に転落した。救急車で病院に搬送され手術を受けたが、数か月後に死亡した。

（c）吹き抜けからの転落

【事例6】（中学生）

休憩時間中、4階渡り廊下の吹き抜け部分で周囲を囲む柵の上に乗し、120cmのスペースを飛び越えようとした際、誤って1階まで転落した。教員が心肺蘇生（AEDを含む）を行い、救急車で病院に搬送され治療を受けたが、同日死亡した。

（d）椅子からの転倒

【事例7】（小学生）

本児童は荷物棚の上に置いてある水槽の中のメダカの観察をしていた。廊下にある手洗い場で「水槽の水替えをしよう」ということになり、児童椅子の上に立っていた本児童が椅子から降りようとした際、バランスを崩して椅子から転倒し、教室の床で後頭部を打撲した。外傷・出血がなく、意識もはっきりしていたので、保健室でこぶを冷やしていた。当日の夜、自宅で嘔吐がみられ、病院を受診。4日目に自宅で安静中に急変し、病院に運ばれたが、死亡した。

(e) ゴールポストの転倒

【事例8】 (小学生)

体育の授業中、サッカーのゲームをしていた。ゴールキーパーだった本児童は、自陣がゴールを決めて得点を入れたことに喜んでサッカーゴール（ハンドボール用ゴール）のネットにぶら下がった。その際、バランスを崩して地面に倒れ込んだ。直後にゴールポストが転倒し、倒れてうずくまっていた本児童の肩・背中を圧迫した。救急車を要請し、ドクターヘリにて移送され治療を受けたが同日死亡した。

(f) 防球ネット支柱の倒壊

【事例9】 (小学生)

小学校の校庭に設置されていた防球ネットで児童が遊んでいたところ、2本の本製支柱のうち1本が根本から折れ、児童2名に直撃した。病院に搬送されたが、1名が死亡、1名が重傷。

b 死亡事故以外の事故

2017年4月から2022年3月までの間に事故情報データベースに登録された死亡事故以外の事故のうち、「学校」というキーワードで検索し、保育園児、幼稚園児、高校生以上、給与生活者、自営業・自由業が被害者である事故を除外した事故件数は1,609件であり、このうち、主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故は、103件登録されていた。

代表的な事例の事故内容の詳細（事故情報データベースから引用。下線追記）は事例10から20までに記載のとおりであり、施設又は設備別に様々な事故態様の事故が発生している。

主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故103件について、事故の発生した施設又は設備の別に分類した結果は図1記載のとおりであり、件数の多い順に「窓、ドア等のガラス」（27件）、「ドア、扉（ガラスによる事故を除く）」（12件）、「大型設備（ゴール、ひな壇、テント等）」（10件）、「窓（ガラスによる事故を除く）」（8件）などであり、施設又は設備別の主な事故態様は表1記載のとおりである。

(a) 窓、ドア等のガラス

【事例 10】 (中学生)

授業終了後の特定時間中、廊下を他の生徒と2人で走って競争となった際、廊下の突き当たりで止まりきれず、ガラス戸に手を突いたところ、ガラスが破損し、左前腕を切り醜状瘢痕が残存した。

(b) ドア、扉 (ガラスによる事故を除く)

【事例 11】 (中学生)

昼食時休憩時間中、鬼ごっこをしていたところ、トイレに逃げ込み自身でドアを勢いよく閉めた際、右第4指を挟んだ。右第4指の機能を失った。

(c) 大型設備 (ゴール、ひな壇、テント)

【事例 12】 (中学生)

休憩時間中、運動場で友人とミニゴールを使って、サッカーをしていた。キーパーをしていて、シュートされたボールを取ろうと飛びついたときにゴールに突っ込み、その反動でミニゴールが倒れてきて口に当たり、前歯を脱臼した。

(d) 窓 (ガラスによる事故を除く)

【事例 13】 (中学生)

昼休み中に教室棟2階の学習室で鬼ごっこをしていて、窓際のロッカーの上に飛び乗ったときに、窓が開いていたためバランスを崩し、窓から転落した。

(e) 溝、側溝、グレーチング、溝のふた

【事例 14】 (小学生)

昼休み、クラスの友人と虫とり遊びをしていた。友人がU字溝のふたを持ち上げ、本児童はクモを見つけてとろうとしたが、同時にクモがふたを持ち上げた児童の手の方に近づいてきたため、手を離した。そのふたが手に落ち指を切断した。

(f) 机、折り畳み机、卓球台

【事例 15】 (中学生)

体育館で体育祭の前日準備中、ステージに立てかけてあった3卓の長机が倒れてきて本生徒の頭部に当たり、近くのピアノと長机の間に挟まれ、首と肩を打撲し、頸椎捻挫を負った。両上肢に感覚障害が残った。

(g) 留め具、フック、ネジ

【事例 16】 (小学生)

一時限終了後の休憩時間中に教室内で男子児童4人が「たたかいごっこ」の遊びをしていた。手を振り回している本児童を見て、遊び仲間とは別の男子児童一人がうしろから本児童の両腕をかかえて止めようとした。その腕を振り払おうとして、もがいているうちに足が滑り、前につんのめり、配膳台におおいかぶさるように倒れ、うしろの壁の給食袋用のフックが、左眼のまぶたに刺さり負傷した。

(h) ワイヤー

【事例 17】 (中学生)

部活動の準備でネットを張っていたとき、突然ワイヤーが切れた。弾みで支柱が跳ね返り、本生徒の額を直撃した。

(i) 遊具

【事例 18】 (小学生)

昼食時休憩時間中、運動場で鬼ごっこをしていて鬼を見つけたため、ぶらんこ方面に走ってぶらんこのA字型の支柱の横棒の下をくぐろうとしたところ、左眼付近を支柱にぶつけて、眼けんから出血した。左上眼けん部に線状痕が残った。

(j) プールの床

【事例 19】 (小学生)

体育の授業中、プールを掃除していた際、バケツで水をまいていたところ滑って転倒し、腰と大腿部を地面に強く打った。手術により、右大腿部に線状痕が残った。

(k) 下駄箱

【事例 20】 (中学生)

授業終了後の特定時間中、昇降口で靴を履こうとしていたところ、他の生徒が下駄箱にぶつかり、下駄箱が倒れて右下腿後部に当たった。手術により右下腿部に線状痕が残った。

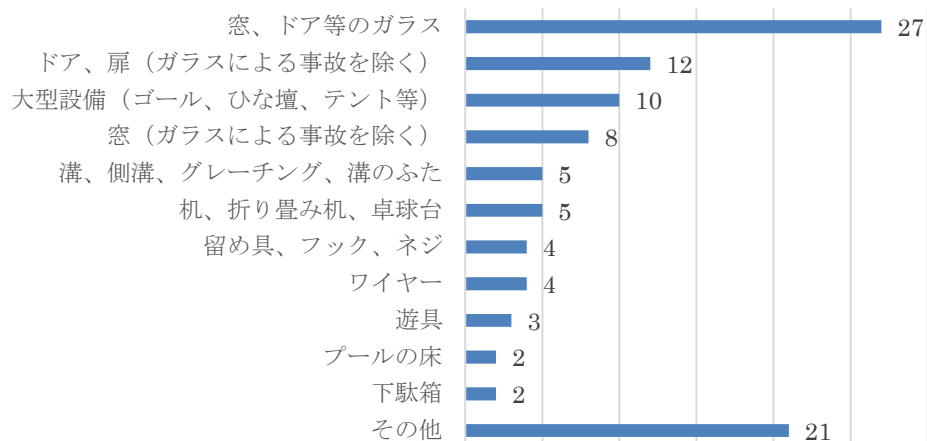


図1 死亡事故以外の事故が発生した施設又は設備

表1 死亡事故以外の事故態様（施設又は設備別）

施設又は設備	主な事故態様
窓、ドア等のガラス	開閉、衝突等により、ガラスが割れて腕や足を切った。
ドア、扉 (ガラスによる事故を除く)	ドアや扉を閉めた際、腕や足、指が挟まれた。
大型設備 (ゴール、ひな壇、テント等)	ゴール、バレーの支柱が倒れた。可動式バスケットゴールの下敷きになった。ひな壇運搬時に指が挟まれた。
窓(ガラスによる事故を除く)	窓から転落した。
溝、側溝、溝のふた、グレーチング	排水溝、側溝に落ち擦り傷を負った。ふたを持ちあげた後、落して指が挟まれた。
机、折り畳み机、卓球台	立てかけていた机が倒れてきた。長机、卓球台折り畳み時に指が挟まれた。
留め具、フック、ネジ	留め具やネジに引っかかった。倒れた際、フックが目に刺さった。
ワイヤー	ワイヤーが切れて支柱が跳ね返ってきた。シャッターが落下した。
遊具	ブランコの支柱の下を潜って顔をぶつけた。
プールの床	プール掃除で、バケツで水を撒いていたところ、滑って転倒した。
下駄箱	下駄箱が倒れて足に当たった。
その他	加湿器が倒れて火傷をした等

(2) 死亡事故の調査内容（公表資料より抜粋）

**a 福岡県大川市立川口小学校におけるサッカーゴール事故 調査委員会
報告書⁷（調査委員会による抜粋）**

(a) 事故概要

小学4年生であった児童が、小学校の運動場に設置されていたゴールから垂れ下がったゴールネットにぶら下がったところ、ゴールが転倒し、児童がその下敷きになって死亡した事故

(b) 事故に関連する事実

事故のあったゴールは、杭とポストをひもで固定するものであるが、そのひもが外れ固定されていない状態であった。

遊具や移動設備（ゴール等）の「固定状態」について、点検するようになっていたが、動かないことの点検だけで固定の確認はしていなかった。単元のはじめや授業前にサッカーゴールの安全点検は行っていなかった。

安全教育担当者が、点検担当者から書類を受け取り、異常があるときは教諭に報告するシステムであったが、安全教育担当者である教諭が点検表を配布することを忘れており、毎月行う安全点検は11月以降実施されていなかった（2017年1月13日事故発生）。

(c) 日常の安全点検の課題

一人の担当者の失念であったものの、書類を受け取らなかった教職員からの疑問の声もなく、学校全体として、安全点検に対する意識が低下していた。

**b 白石第一小学校防球ネット支柱折損死傷事故調査答申書・概要版⁸
（調査委員会による抜粋）**

(a) 事故概要

小学校に設置されていた、防球ネットの木製支柱（地上部分6.15m、埋設部分1.4m）2本のうち1本が地上約15cmより折損し、支柱付近で遊んでいた児童のうち2名の頭部等にあたり、1名が死亡、1名は大けがをおった事故。

⁷ 大川市学校安全調査委員会「福岡県大川市立川口小学校におけるサッカーゴール事故 調査委員会 報告書」（平成31年3月）

<https://www.city.okawa.lg.jp/s062/010/070/houkokusyo.pdf>

⁸ 白石第一小学校防球ネット支柱折損死傷事故調査委員会「白石第一小学校防球ネット支柱折損死傷事故調査答申書・概要版」（2021年10月18日）

<https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/uploaded/attachment/17854.pdf>

(b) 事故発生要因

- ①学校の設置物について登録の仕組みがなく、設置する際の安全性を確認する仕組みもなく、支柱設置の目的、経緯が記録されておらず、木製支柱の劣化に対する認識が欠如していた。
- ②学校の安全点検が不十分であった。毎月一度の点検がなされていたが、支柱の内部腐朽には思い至らない上での点検であったと思われる。具体的な点検方法についても十分に検討されてきたわけではなく、各点検箇所は量的にも多く、毎月教職員が点検するのは相当の負担であると言え、外形上、不具合がないかを目視で確認する程度にならざるをえなかったであろう。
支柱の構造、維持に関する専門的な知識を持たない教職員が、具体的な点検マニュアルもない状態で適正な点検を行うことは現実的には困難であったと思われる。
- ③学校の安全管理の過程において、支柱の用途が教職員の中で十分に理解されないまま、児童たちによりサッカーゴールとして使用され、日常的に、柱やネットに寄りかかるといった行為や支柱そのもの及びその周りで遊ぶことが等閑視されてきた。
- ④教育委員会において、学校の施設管理と安全確保は、法律上学校にあると考え、未登録の施設備品の有無や管理の仕組みについて特段の措置や支援をしていなかった。
- ⑤事故要因としては、学校等の不十分な安全管理と言わざるを得ない

(c) 事故防止への提言

- ①多元的な視点を踏まえ、点検の仕組みや内容について、随時改善が必要であるとし、点検の在り方そのものを点検し改善に向けた検討をすべき。
- ②広大な校舎敷地の備品全てを毎月触診や打診することは、教職員の労働過多となり、教育活動全体の質の低下を招く。多元的な視点、施設設備の設置目的等の登録の仕組みの下、半年や一年などの時期区分を決め、対象物や範囲ならびに方法について重点化し、計画的に安全確保を図るべき。

3 認定した事実

3. 1 法令等に示されている学校の安全点検（文献等調査）

学校の施設又は設備の安全点検に関し、法令等、実施方法、実施主体に分けて調査を行った。

3. 1. 1 法令等

(1) 学校保健安全法

学校における安全管理に関し必要な事項を定めた法律として学校保健安全法があり、第3条に国及び地方公共団体の責務が定められており、第26条から第30条までに学校安全に関する規定が設けられている。

同法施行規則第27条、第28条には、安全点検の実施方法について規定が設けられている。

学校保健安全法の趣旨について「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（20文科ス第522号平成20年7月9日付、以下「通知（留意事項）」という。）に示されている（詳細については添付資料参照）。

(2) 学校安全の推進に関する計画

国は、学校保健安全法に基づき、2012年度から5年毎に計画を策定し、学校安全の推進に取り組んでいる。

2022年度からの5年間を計画期間とする「第3次学校安全の推進に関する計画」⁹（以下「第3次学校安全推進計画」という。）では、取り組むべき施策の基本的な方向性、目指す姿として「学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること」「学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること」などを掲げている。

同計画には、安全点検に関する手法の改善に関し「児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない点も指摘されているところであり、学校における施設・設備の定期点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要である」「国は」「学校向けの定期点検要領の作成について、第

⁹ 文部科学省「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月25日）
https://www.mext.go.jp/content/20220325_mxt_kyousei02_000021515_01.pdf

3次計画期間中の可能な限り早期に検討し、その普及を図る。」などの記載がある。

(3) 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査

文部科学省により、全国の各小中学校等の学校安全の取組について調査が行われており、2018年度を調査対象期間とする調査において、公立の小中学校の安全点検の実施率は100%（調査対象校は小学校19,114校、中学校9259校）であった¹⁰。

3. 1. 2 安全点検の実施方法

学校の安全点検の実施方法について、学校保健安全法、文部科学省が作成した資料等により、実施時期、方法、対象などが具体化されており、点検表の作成方法、作成をする上での参考資料、一例などが示されている。

(1) 実施時期

学校保健安全法に基づく安全点検の実施時期について、例えば、毎授業日、毎月、毎学期1回以上、学校行事の前後や災害時に実施することとされている（文部科学省「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）。以下「生きる力」という。）。

天井材等の非構造部材の耐震点検も学校保健安全法に基づく安全点検の一つとして実施することも考えられるとされており、日常的、毎学期1回、年1回に実施することとされている（文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）（平成27年3月）」及び「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）（平成31年3月）」、以下「耐震化ガイドブック」という）。

(2) 方法

対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成し、対象や項目に応じ、目視・打音・振動・負荷・作動等複数の方法を組み合わせて実施することとされている（「生きる力」）。

(3) 対象

¹⁰ 文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(平成30年度実績)」（平成31年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2020/20200331_mxt_kouhou02_03.pdf

安全管理の対象及び項目の例として、校舎内（教室、廊下、トイレ、屋上、体育館、外壁等）・校舎外（校地、遊具、倉庫、プール等）に分けて、14区分の対象に対し、それぞれ次のような例が示されている（表2・3。「生きる力」）。

また、耐震点検における教職員の点検項目の例も示されている（表4。文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月））

表2 校舎内の安全管理の対象、項目等

対 象	項 目
教室・保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の破損、整理状態 ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・電源や電気製品等の安全 ・床や腰板の状態（滑りやすさ、破損など） ・くぎやびょうなどの突起物 ・教室の窓枠・ガラス等の破損 ・窓からの転落の危険性（構造上の問題として）、足がかりの有無 ・出入口の扉における危険の有無 ・戸棚、ロッカーの転倒・移動防止の有無 ・机、戸棚、その他の備品の配置 ・机、いすの破損 ・施錠、錠の故障の有無 ・ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態など） など <p>※よく使われるので、状態の変化に留意する。 ※地震による転倒防止については、「(3) 防災に関わる安全管理」を参照。</p>

出典：文部科学省「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（別表）（平成31年3月）

表3 校舎外の安全管理の対象、項目等

遊具、体育等の固定施設・移動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具・固定施設：鉄棒、ブランコ、滑り台、ジャングルジム、バックネット、防球ネットやその支柱などの破損や劣化、周囲の状態、設置状態、掲揚塔の破損や劣化など ・移動施設：サッカー、バスケットボール、ハンドボールなどのゴールポストの固定の状態、テント、展示物の破損や劣化、風雨等の自然環境の影響 ・突起物・突出物への配慮 など <p>※移動施設は、移動後の固定状況についても点検する。 ※「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（国土交通省）を参考。</p>
------------------	---

出典：文部科学省「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（別表）（平成31年3月）

表4 教職員の点検項目の例

	教職員の点検項目(例)
天井	天井材(仕上げボード)に破損等の異状は見当たらないか
照明器具	照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか
窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか
外壁(外装材)	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか
	外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか
収納棚など	書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか

出典：文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月）

(4) 安全点検表

安全点検表の作成に当たっては、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるようにする必要があるとされている（「生きる力」）。

学校における安全点検に用いる点検表を作成する上での参考資料として、表5記載の参考資料が示されている（文部科学省「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」。以下「危機管理マニュアル」という）。

安全点検表の例として、教室等、プール、運動場・遊具等の安全点検表（「生きる力」、非構造部材の耐震点検用の点検チェックリスト（耐震化ガイドブック）などが示されている（図2・3）。

表5 安全点検作成時の参考資料

《参考資料》
<ul style="list-style-type: none">● 文部科学省 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月） https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf p.146～148に、①教室等の安全点検表、②プールの安全点検表、③運動場・校地の安全点検表、④遊具等の安全点検表、⑤安全点検集計表の例が記載されています。● 文部科学省 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」（改定版）及び（追補版） https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm 「追補版」（平成31年3月）のp.12～16に、学校用の点検チェックリストとその記入例、アレンジ例や、点検チェックリスト集計表の例が記載されています。● 一般社団法人建築保全センター 「学校施設の点検ハンドブック」（平成27年12月） https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf 点検項目やその見方などが写真入りでわかりやすく紹介されています。● 文部科学省 「学校における転落事故防止のために」（平成20年8月） https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu02.pdf 転落事故防止のためのソフト・ハード両面の対策について、簡潔に紹介しています。● 内閣府・文部科学省・厚生労働省 「幼児乗せ自転車の安全な利用に関する情報提供について」（令和3年1月事務連絡） 消費者安全調査委員会の報告書を踏まえ、幼児同乗中の停車中の転倒を防止するための対応について周知しています。● 内閣府・文部科学省・厚生労働省 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組】～施設・事業者向け～」（平成28年3月） https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf 参考例3（p.28～）及び参考例8（p.39～）に幼稚園、幼保連携型認定こども園における日常的な点検やチェックリストの参考例が記載されています。● 日本スポーツ振興センター 「固定遊具の事故防止マニュアル～学校（園）における安全教育・安全管理のポイント～」（令和3年3月） https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1962/Default.aspx

出典：文部科学省 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（解説編）（令和3年6月）

安全点検表の一例

① 教室等の安全点検表

場所 ○年○組教室

点検実施日 平成 年 月 日

点検者

点 検 の 観 点		点検の結果 (○・×)	不良箇所とその程度
1	床板の異常、移動、破損はないか		
2	机・いすの破損はないか		
3	窓・ドアのガラスや鍵の破損、故障はないか		
4	窓の転落防止手すりの異常、破損はないか		
5	窓下に足掛かりになるものはないか		
6	カーテン、カーテンレールに損傷はないか		
	*点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う		
※「目視」「触診」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。			

出典：文部科学省 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
(安全点検表の一例) (平成 31 年 3 月)

図 2 安全点検表の一例

b 危険箇所の分析

抽出された危険箇所について、複数の目による客観的な分析、児童生徒等の行動の分析、児童生徒等による調査などから、発生し得る事故等を具体化し、問題となる環境条件を特定する。

c 危険箇所の管理と組織体制

危険箇所の抽出と分析を通し、具体的な改善案を提案、学校安全委員会などの協議会等による組織的な取組の推進、事故等情報の収集・分析を進め、将来の事故等の減少につながるPDCAサイクルの確立に取り組んでいくことが必要。

(7) 種類別安全点検

安全点検の種類別の整理として、次の表6、又は表7のような整理が示されている（「生きる力」、「耐震化ガイドブック」）。

表6 安全点検の種類

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する 施設・設備及び防火、 防災、防犯に関する設 備などについて	毎学期1回以上、幼児、 児童、生徒又は学生が通 常使用する施設及び設備 の異常の有無について系 統的に行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用 すると思われる校地、 運動場、教室、特別教室、 廊下、昇降口、ベランダ、 階段、便所、手洗い場、 給食室、屋上など	明確な規定はないが、各 学校の実情に応じて、上 記（規則28条第1項）に 準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・ 運動会や体育祭、学芸 会や文化祭、展覧会な どの学校行事の前後 ・ 暴風雨、地震、近隣で の火災などの災害時 ・ 近隣で危害のおそれ のある犯罪（侵入や放火 など）の発生時など	必要に応じて点検項目 を設定	必要があるときは、臨時 に、安全点検を行う（規 則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く 活動を行うと思われる 箇所について	設備等について日常的な 点検を行い、環境の安全 の確保を図らなければな らない（規則29条）

出典：文部科学省 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
（第3章 学校における安全管理）（平成31年3月）

表7 学校が実施する点検の種類

学校が行う点検の種類
<ul style="list-style-type: none">• 学校が行う非構造部材の耐震点検は、一般的に以下①～③の3つが考えられます。• 点検の内容や頻度は、各学校の状況を踏まえて検討し、計画的に実施することが重要です。• 学校保健安全法第27条に基づく安全点検の一つとして実施することも考えられます。
①家具等の耐震性点検 <p>身の回りの家具や設備等について、壁に固定する等の転倒・落下防止対策がとられているか点検します。</p> <p>基本的には経年による影響を受けづらいものですが、レイアウトの変更等も想定されるため、毎年1回程度実施することが考えられます。</p> <p>(内容) 家具、設備、ピアノ等について、転倒・落下防止等の耐震対策がとられているか確認</p> <p>(頻度) 年1回程度実施</p>
②非構造部材の劣化点検 <p>非構造部材の中には、経年により錆やひび割れなどが発生し、耐震性能が低下するものがあるため、異常箇所の発見及びその進行状況について定期的に点検します。每学期1回程度実施することが考えられます。</p> <p>(内容) モルタルのひび割れなど、非構造部材の劣化状況と進行状況を確認</p> <p>(頻度) 每学期1回程度実施</p>
③家具等の使い方点検 <p>転倒防止対策等がとられていても、高所に重いものを置くなど、使い方によっては地震時に危険が生じることがあるため、日頃から家具等の使い方を点検します。</p> <p>(内容) 高所に重量があるものを置いていないかなど、日常的な使用方を確認</p> <p>(頻度) 日常的に実施</p>

出典：文部科学省 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）（平成27年3月）

3. 1. 3 学校における安全点検の実施主体

安全点検の実施主体について、法律、文部科学省による通知、文部科学省が作成した資料に記載がある。

学校保健安全法において、教職員に対する研修に関する事項についても、学校において、実施することとなっており、文部科学省等により、学校安全に関連する資料が多数作成されている。

(1) 実施主体

a 法律

学校教育法において、施設を含む学校の管理は学校の設置者が行うこととされており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）において、校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関することは教育委員会の職務権限とされている。

学校保健安全法において、学校の施設又は設備の安全点検は学校において実施しなければならないとされており（第27条）、校長は、改善を図る

ために必要な措置を講じ、講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされている（第28条）。

b 文部科学省による通知

教諭等の標準的な職務例の一つとして「学校の安全計画に基づく安全点検」が挙げられている¹¹。

事務職員の標準的な職務例の一つとして「学校の施設・設備及び教具の整備及び維持・管理に関する事務」が挙げられており、また、他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして、事務職員が積極的に参画する職務の例の一つとして「学校安全計画等の策定、安全点検の実施」が挙げられている¹²。

c 文部科学省作成資料（「生きる力」）

学校の安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員とされており、対象が多岐にわたる定期の安全点検について、点検の質を確保するため、教職員全員により組織的かつ計画的に行わなければならない、などとされている。

また、教師の負担軽減の観点から、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめ、その他の改善措置等については、専門的な知識や経験を有する地域ボランティアの参画や民間委託等も検討し、教師に行わせないよう努めるべき、との記載も見られる。

d 文部科学省資料（「耐震化ガイドブック」）

学校の設置者は施設の管理者として責任を持って点検全般を実施し、学校教職員は、施設を日常的に使用している者として、日々活動する中で施設・設備の不具合を見つけ、危険箇所を察知できる立場にあることから、学校は、主に目視により錆やひび割れなどの異常を発見し、その進行状況の確認を行うなどとされている。

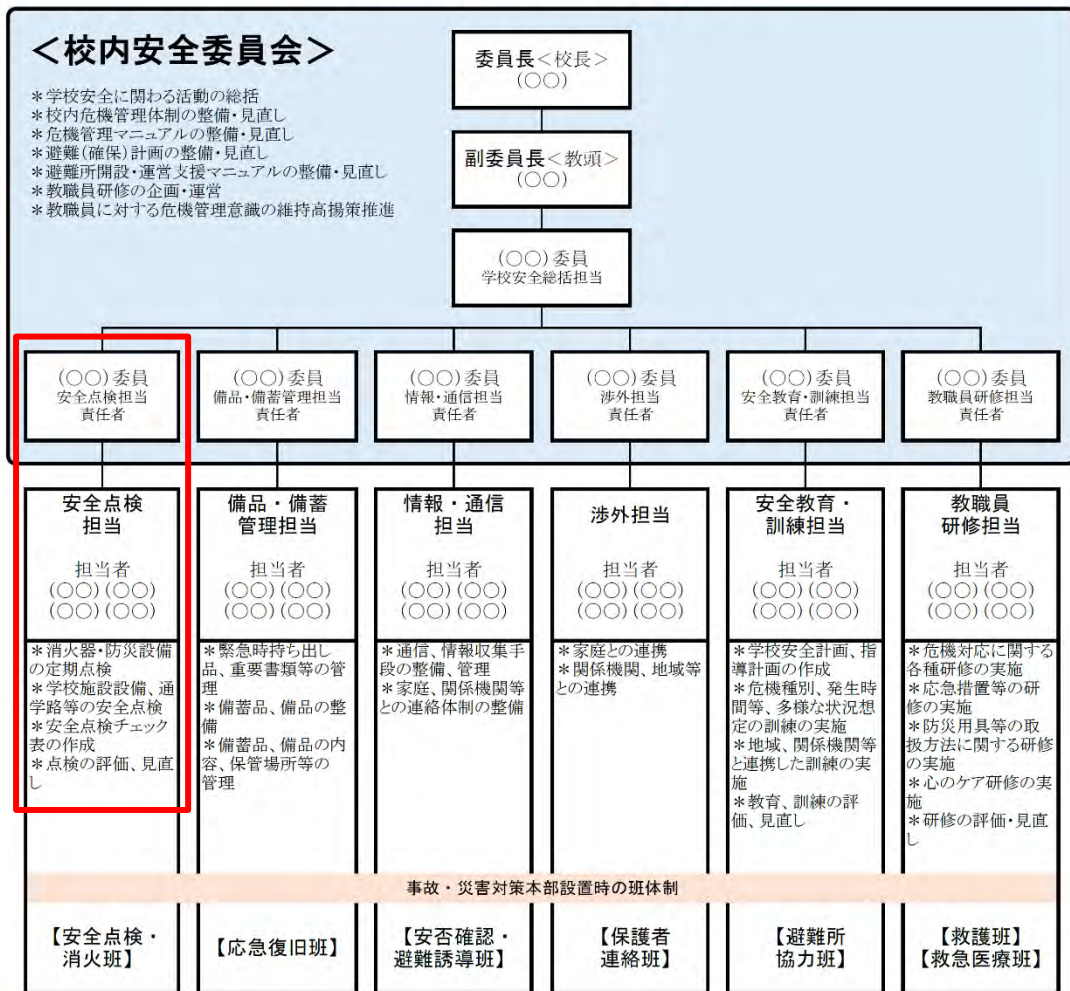
¹¹ 文部科学省「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（2初初企画第14号令和2年7月17日付）別添2 教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」 https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_syoto01-000001234_3.pdf

¹² 文部科学省「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（2初初企画第15号令和2年7月17日付）別添2 事務職員の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」 https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_syoto01-000001234_4.pdf

e 文部科学省資料（「危機管理マニュアル」）

危機管理の体制の例として、校長が委員長となる校内安全委員会を設置し、全員体制で取組を推進する、この委員会における安全点検担当者が、安全点検チェック表を作り、施設・設備の安全点検を行う、日常点検（授業の授業日で使用する施設・設備）は全教職員が責任者となって点検するなどというマニュアル例が示されている（図4、図5）¹³。

平常時の危機管理体制～校内安全委員会～



出典：文部科学省「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン（ガイドライン サンプル編）（赤枠追記）（令和3年6月）」

図4 校内安全委員会体制図（例）

¹³ 文部科学省「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）https://www.mext.go.jp/content/20210604-mxt_kyousei02-000015766_06.pdf

◆ 点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

(1) 危険箇所の把握

危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

- **安全点検（教職員により実施）**

安全点検等の実施時期、対象、担当、様式については以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくこと（情報共有・経過観察の際に有効）。

点検	点検時期・対象	責任者	使用する様式
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 * 毎月実施対象：△△ * 毎学期実施対象：非構造部材の劣化状況、□□	〇〇	教室等の安全点検表 プールの安全点検表 運動場・校地の安全点検表 遊具等の安全点検表 避難経路・避難場所の安全点検表 〇〇〇の安全点検表 ： ： →安全点検集計表で集計
	家具の耐震性の点検 * 年1回実施	〇〇	： ： ：
	校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 * すべて毎学期実施対象	〇〇	： ： ：
臨時点検	学校行事前後 (校内施設・設備)	〇〇	： ： ：
	災害時（校内施設・設備）	〇〇	： ： ：
日常点検	通常の授業日（授業で使用する施設・設備）	全教職員	： ： ：

学校施設・設備のうち、非構造部材の点検については、〇〇市教育委員会の策定した点検方針及び点検実施計画等に基づき実施する。実際の点検の際には、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に、耐震点検を実施する。

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(平成27年3月改訂版)」
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/gijyutsu2.pdf>

図5 安全点検の担当（例）

(2) 研修

a 法令

学校保健安全法において、施設及び設備の安全点検とともに、教職員に対する研修に関する事項についても、安全計画を策定し、実施しなければならない、とされている（第28条）。

通知（留意事項）において「教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたい」とされている。

b 安全教育参考資料

学校安全に関連する資料は様々なものが作成されている。本調査に当たって調査委員会が参照した文科省作成資料のうち、文部科学省 HP「学校安全参考資料一覧」で確認できる資料は表8のとおりである¹⁴。

c 教職員のための学校安全 e-ラーニング

文部科学省 HP にて「教職員のための学校安全 e-ラーニング」¹⁵が公開されており、管理職、中堅教職員、初任者等、教職員を目指す学生の別に研修資料が作成されている。

内容として、「生きる力」等をベースに、教職員を志す学生から管理職までのキャリアステージ別に、学校安全に関して習得しておくべき事項を紹介するものとされており、生きる力ほか、日本スポーツ振興センターや独立行政法人教職員支援機構作成に係る資料などが参考資料として紹介されている。

¹⁴ 文部科学省作成学校安全参考資料一覧・刊行物・DVD

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index_publications.html

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index_video.html

¹⁵ 文部科学省 教職員のための学校安全 e-ラーニング

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>

表8 学校安全参考資料（文部科学省作成学校安全参考資料一覧より調査委員会が参照した資料）

2001年3月	安全で快適な学校施設を維持するために
2008年8月	学校における転落事故防止のために
2009年3月	学校安全資料 DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（自然災害に備えた施設・設備の安全点検）
2009年3月	学校施設における事故防止の留意点について
2010年3月	学校安全資料 DVD「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（安全点検のポイント）
2012年3月	学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
2015年3月	学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）
2015年10月	学校施設の維持管理の徹底について（通知）
2016年3月	学校事故対応に関する指針
2016年3月	子どもたちの安全を守るために-学校設置者のための維持管理手引き-
2017年3月	第2次学校安全の推進に関する計画
2018年2月	学校の危機管理マニュアル作成の手引
2019年3月	学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
2019年3月	学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）
2020年3月	「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細報告書の横断整理
2021年6月	学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
2022年3月	第3次学校安全の推進に関する計画

出典：文部科学省 HP 刊行物・DVD（学校安全参考資料）から

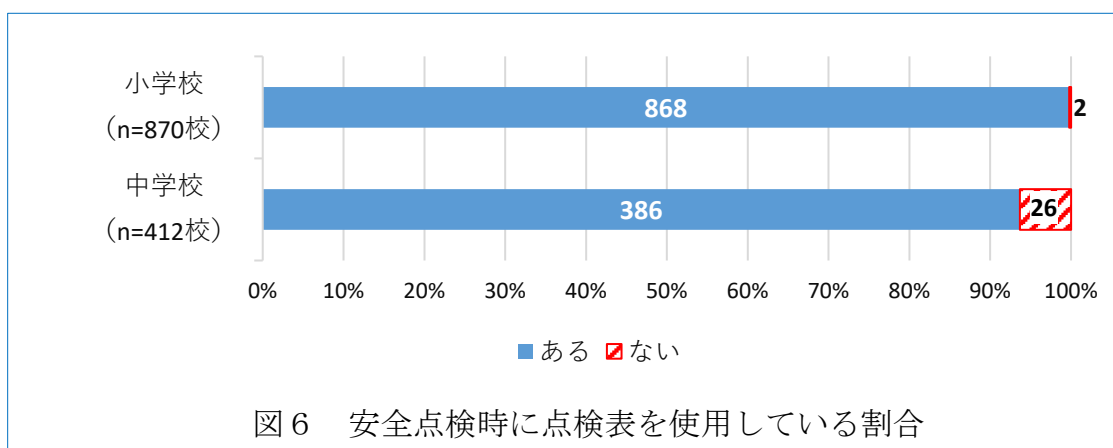
3. 2 学校の安全点検の実態（アンケート調査）

学校の安全点検の実態を把握するため、無作為抽出した全国の公立の小学校 1,000 校、中学校 500 校に対してアンケートを実施し、8 割を超える 1,282 校（小学校 870 校、中学校 412 校、85.5%）から回答を得た（詳細については添付資料参照）。

3. 2. 1 点検表の有無

安全点検時に使用する点検表の有無について、ほぼ全ての公立の小中学校で、安全点検時に使用する点検表があるとの回答だった。

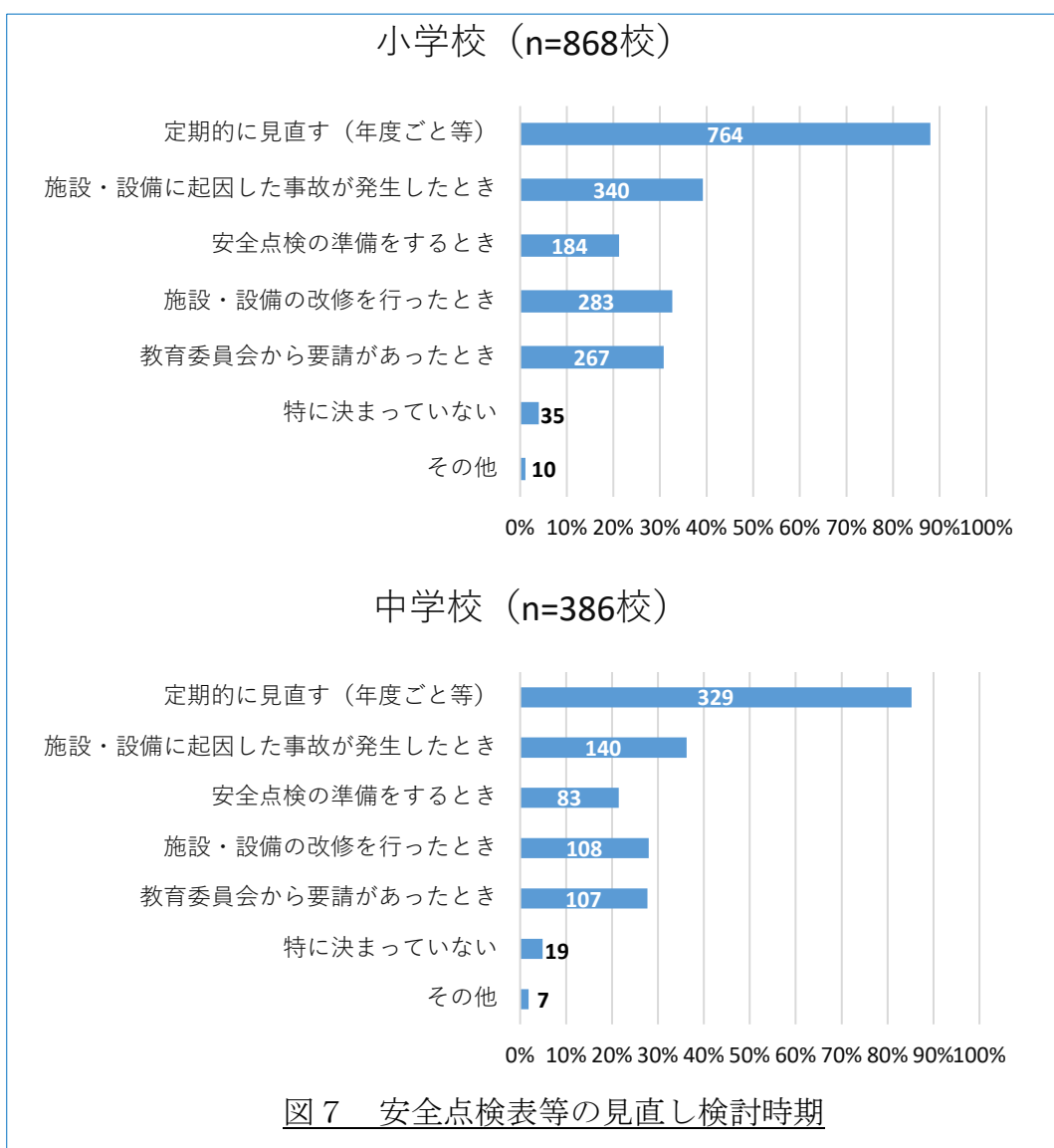
具体的な回答数として、あると回答した公立の小学校は 870 校中 868 校（99.8%）、中学校は 412 校中 386 校（93.7%）であった（図 6）。



3. 2. 2 点検表の見直し検討時期

点検表の見直し検討時期について、約9割の公立の小中学校は年度ごと等に定期的に見直すとの回答であったが、「施設・設備に起因した事故が発生したとき」「施設・設備の改修を行ったとき」「教育委員会から要請があったとき」に見直す検討を行っているとの回答はいずれも4割を下回った。

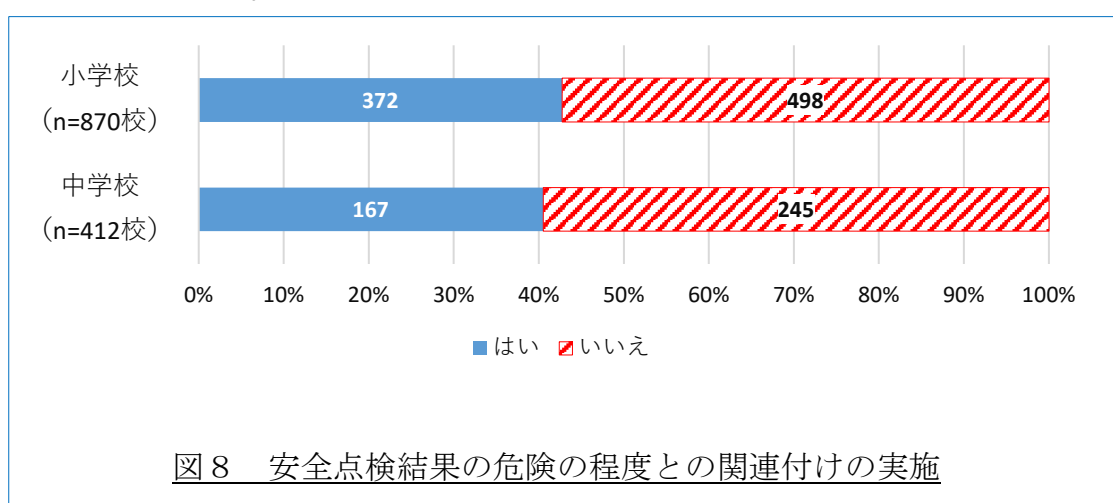
具体的な回答数として、定期的に見直すと回答した公立の小中学校は1254校中1,093校（87.2%）であり、「施設・設備に起因した事故が発生したとき」と回答した小学校は340校（39.2%）、中学校は140校（36.3%）、「施設・設備の改修を行ったとき」と回答した小学校は283校（32.6%）、中学校は108校（28.0%）、「教育委員会から要請があったとき」と回答した小学校は267校（30.8%）、中学校は107校（27.7%）であった（図7）。



3. 2. 3 危険の程度との関連付け

安全点検で発見される危険について、約6割の公立の小中学校が、死亡または30日以上を負傷に至る危険か、などの分類を行っていないとの回答であった。

具体的な回答数として、危険度（重大事故（被害の程度が死亡又は30日以上の治療を要する負傷等）に至る可能性がある危険、重大事故ではないが、負傷事故に至る可能性がある危険等）の分類を行っているとの回答は、公立の小学校870校中372校（42.8%）、中学校412校中167校（40.5%）であった（図8）。

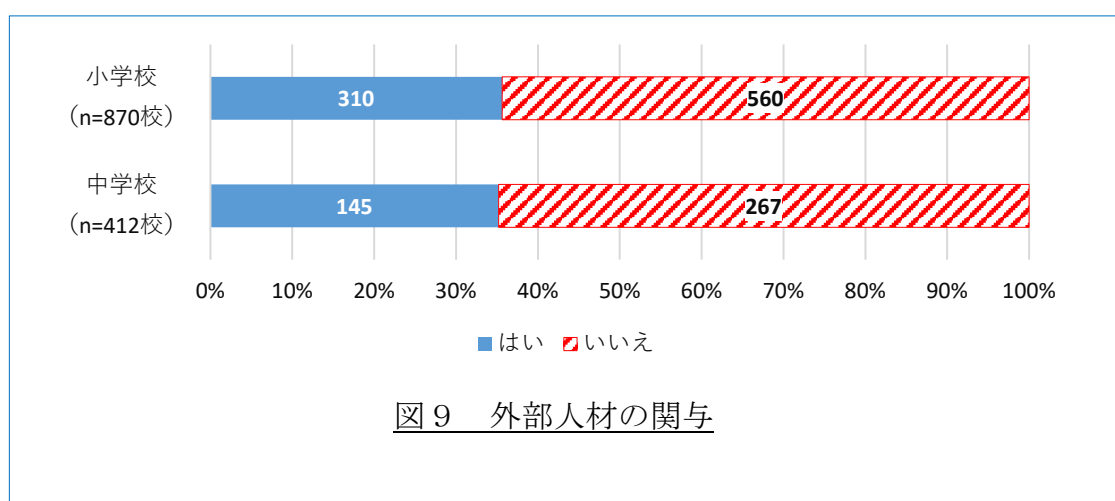


3. 2. 4 外部人材の参加

安全点検の知見を有する外部人材の参加について、約6割の公立の小中学校は参加していないとの回答であった。この理由として、参加していないと回答した公立の小中学校の7割以上が①予算の都合で難しい、②適切な外部人材を見つけることが難しいと、2割を超える公立の小中学校が、参加していない理由に、③外部人材を必要と考えていないと回答した。

具体的な回答数として、安全点検の知見を有する外部人材が参加していないとの回答は、公立の小学校870校中560校（64.4%）、中学校267校中267校（64.8%）であった（図9）。

また、安全点検の知見を有する外部人材が参加していない理由の回答数として、①「予算の都合で難しい」、②「適切な外部人材を見つけることが難しい」、③「必要と考えていない」について、それぞれ「とても当てはまる」「まあ当てはまる」との回答は、小学校が①429校（76.6%）、②446校（79.6%）、③127校（22.7%）、中学校が①206校（77.2%）、②206校（77.2%）、③73校（27.3%）であった（図10・11）。



小学校 (n=560校)

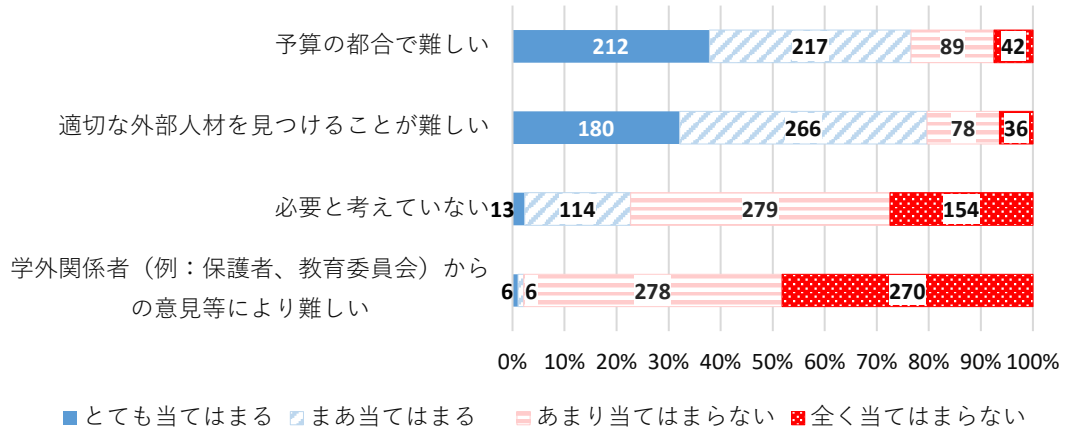


図 10 外部人材が関与していない理由（小学校）

中学校 (n=267校)

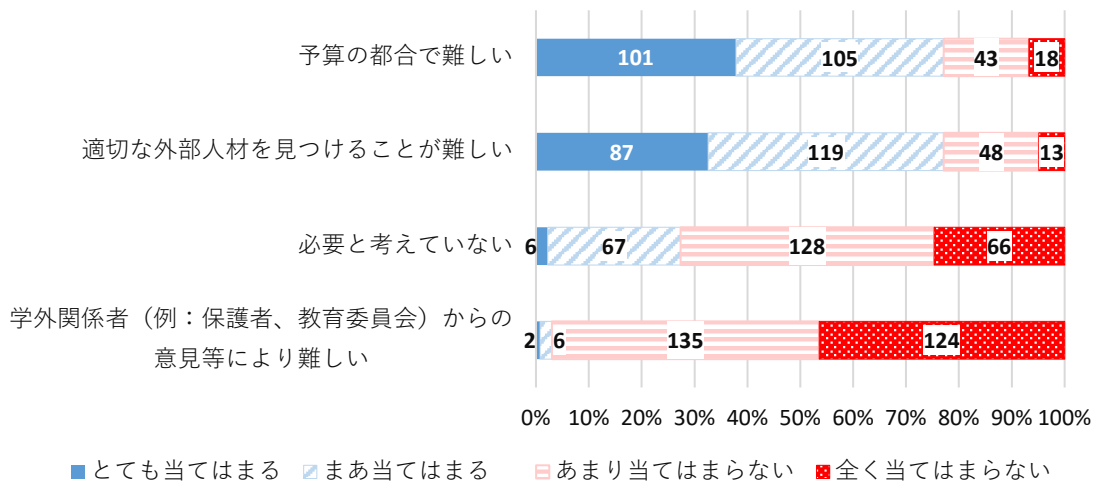
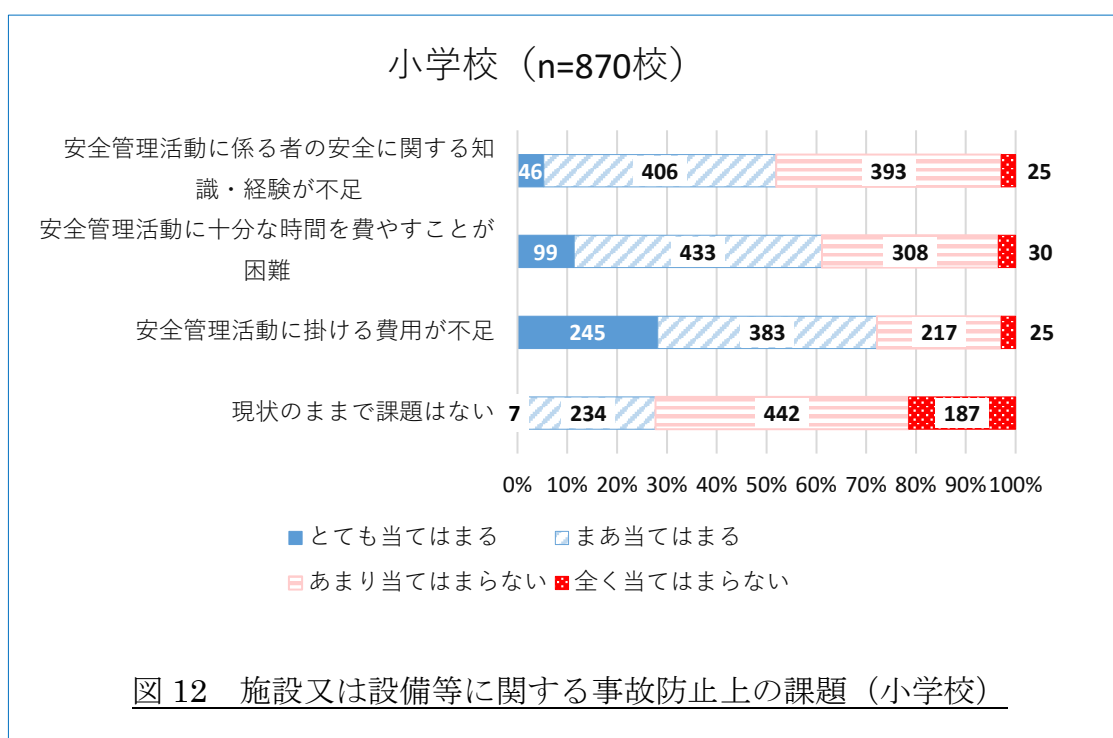


図 11 外部人材が関与していない理由（中学校）

3. 2. 5 事故防止上の課題

公立の小中学校の事故防止上の課題として、①安全に関する知識・経験が約5割、②安全管理活動に費やす時間が約6割、③安全管理活動に費やす費用が約7割、④課題なしとの回答が約3割であった。

具体的な回答数として、施設又は物品により発生する事故を防止するうえで、自分の学校において課題と考えられることについての回答は、①「安全管理活動に係る者の安全に関する知識・経験が不足」、②「安全管理活動に十分な時間を費やすことが困難」、③「安全管理活動に掛ける費用が不足」、④「現状のままで課題はない」について、それぞれ「とても当てはまる」「まあ当てはまる」との回答は、小学校が、①452校(52.0%)、②532校(61.1%)、③628校(72.2%)、④241校(27.7%)、中学校が、①211校(51.2%)、②255校(61.9%)、③288校(69.9%)、④127校(30.8%)であった(図12・13)。



中学校 (n=412校)

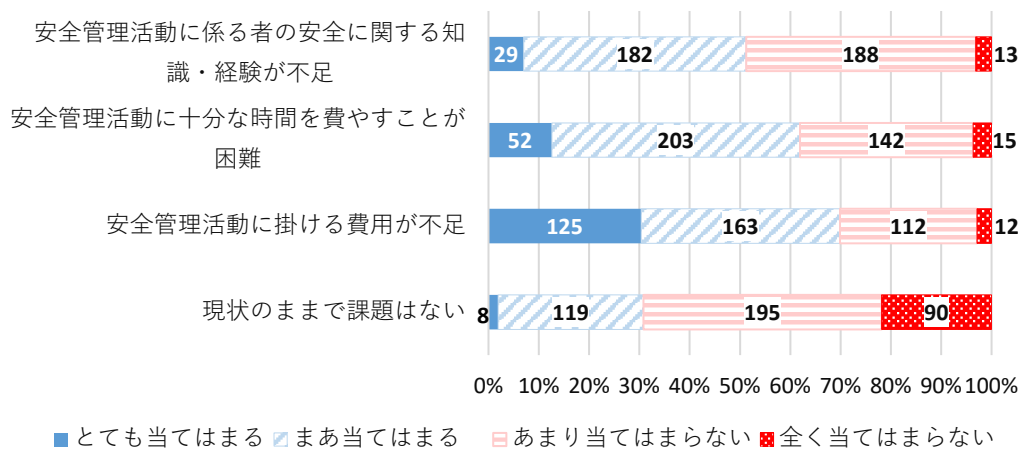


図 13 施設又は設備等に関する事故防止上の課題 (中学校)

3. 3 学校で使用されている点検表の実態（収集資料調査）

3. 2 「学校の安全点検の実態（アンケート調査）」において回答した公立の小中学校のうち、373校（小学校254校、中学校119校）から使用している点検表（様式が分かるもの1～2枚）の提供を受け、このうち屋外の遊具や体操器具のみを点検の項目としている8校を除く、365校の点検表の記載について、次の①～⑤の調査を行った。

- ①点検の項目又は観点の記載の有無
- ②点検の項目に窓があるか、転落の危険の観点が含まれているか
- ③転落の項目に棚やロッカーがあるか、転倒防止（固定の有無）の観点が含まれているか
- ④トイレの水漏れや黒板の汚れ等危険性の低い箇所を点検の項目としているか
- ⑤特記事項等の具体的な記載内容

3. 3. 1 点検の項目又は点検の観点の記載の有無

点検箇所として「教室」など広い範囲の場所しか記載されておらず、「窓」等点検項目の記載がない点検表（図14）が365校中50校（13.7%）、「窓」等点検項目の記載はあるが、足掛かりとなる設置物があるか、といった点検の観点の記載がない点検表（図15）が365校中81校（22.2%）であった（「～は安全か」といった、包括的・抽象的な点検の観点の記載しかない点検表も含む。表9）。

表9 点検の項目又は点検の観点の有無

点検項目の記載、点検の観点の記載のある点検表	365校中234校 (64.1%)
「教室」の「窓」など、点検の対象や項目は記載されているが、窓の下に設置物があるか、というような点検の観点について記載のない点検表	365校中81校 (22.2%)
「教室」など、点検の対象である場所しか記載されておらず、「机」等点検項目の記載がない点検表	365校中50校 (13.7%)

安全点検カード		月			
点検対象	担当	異常の有無	状況	対応	確認印
普通教室					
家庭科室					
図工室					
音楽室・楽器庫					
図書室					
パソコン室					
放送室					
体育館・用具室					
職員室					
校長室					
事務室					

「普通教室」といった場所しか特定されておらず、点検の項目がない

図 14 「教室」等点検の対象しか記載がない点検表の例

安全点検票 (校舎内)		〇〇小学校		
担当場所	()			
	()			
	()	点検者	()	
場所	点検月	6月(1学期)	9月(2学期)	1月(3学期)
	点検日	/	/	/
特別教室 / 教室	窓			
	床			
	ドア			
	蛍光灯			
	水道			
	その他			

「教室」の「窓」といった、点検の対象や点検項目は記載されているが、窓の下に設置物があるか、というような点検の観点がない

図 15 点検の観点の記載のない点検表の例

3. 3. 2 窓

窓を点検項目としている学校は365校中289校（79.2%）であった。

窓を点検項目として、窓からの転落の危険を点検の観点に記載している学校は289校中52校（365校に占める割合14.2%）、窓からの転落の危険を点検の観点としていない学校は289校中237校（365校に占める割合64.9%）であった。窓からの転落の危険を点検の観点としていない学校は、点検の観点がない、又は窓のガラスや枠の破損、開閉などを点検の観点としていた。

3. 3. 3 ロッカー等

棚やロッカーを点検の項目としている学校は365校中199校（54.5%）であった。棚やロッカーを点検の項目として、棚やロッカーの転倒防止（固定の有無等）を点検の観点に記載している学校は199校中76校（365校に占める割合20.8%）、棚やロッカーの転倒防止（固定の有無等）を点検の観点としていない学校は199校中123校（365校に占める割合33.7%）であった。

棚やロッカーの転倒防止（固定の有無等）を点検の観点としていない学校は、点検の観点がない、又は棚の上の重量物の有無などを点検の観点としていた。

3. 3. 4 落書き、水漏れ等

365校中232校（63.6%）の点検表において、トイレの水漏れや黒板の汚れ等、危険性の低い箇所を点検の項目としていた。

3. 3. 5 具体的な記載内容

以下のような記載がみられた。

- ・「トイレ等水回りのつまり・漏れ」
- ・「ドアが閉まらない・閉まりづらい」
- ・「蛍光灯切れ」
- ・「窓の破損」
- ・「雑草の繁茂」など

3. 4 学校施設・設備の危険事例（訪問調査）

公立の小中学校各2校（学校A～D）を訪問し、実態を調査した（実施方法の詳細については添付資料参照）。

この調査は網羅的に危険を洗い出す調査ではなく、事故情報データベースに登録されている過去に発生した事故等に着眼し、同様の事故が発生する危険の有無等について調査を行ったものである。

調査結果について、以下の（1）から（5）について代表的な事例を各1例提示した上で、点検者のコメントを付した。また、このほかに確認された危険な施設又は設備の例は表10記載のとおりである。

- （1）机やロッカー等が窓際に設置され、転落の危険のある窓
- （2）地震等により、転倒及び落下の危険のある、固定されず積み重ねられたロッカー等
- （3）避難口に置かれた避難の支障となる可能性のある物件
- （4）窒息の可能性のある遊具
- （5）転落の危険がある吹き抜け

点検者は、労働安全衛生法（昭和47年6月8日第57号）に基づく「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」「9 リスクの見積もり」「10 リスク低減措置の検討及び実施」¹⁶及び同指針解説別添4「リスク見積もり方法の例」（添付資料表1・2）¹⁷を参考として、発生するおそれのある負傷の重篤度及びその発生の可能性からリスクを見積もり、①設計段階における措置（設計変更等）、②工学的対策（安全装置設置等）、③管理的対策（生徒への指導等の管理的対策）の順にリスク低減措置の内容の検討等についてコメントを行っている。

¹⁶ 厚生労働省「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060310.pdf>

¹⁷ 厚生労働省「危険性又は有害性等の調査等に関する指針 同解説」（平成18年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudokijun/anzeneisei14/dl/ka060320001b.pdf>

3. 4. 1 窓



写真1 転落の危険のある窓（学校A）

(1) 点検箇所概要

3階の全開可能な窓の下に、足掛かりとなる棚が設置されていた。
窓の開閉状況の確認を困難にする遮光カーテンも設置されていた。



写真2 写真1に点検箇所を例示

(2) 発生する可能性のある事故

棚に登り窓の開閉や施錠等を行う、窓を清掃する、カーテンが閉じられている状態で窓が閉まっていると誤解して寄りかかる、遊んでいるうちに棚に登るなどにより転落の可能性がある（事例について、2「事故の発生状況」(1) a (a) 事例1～5、5頁～6頁）。

校舎内から外への転落による死亡事故は、昭和の時代から毎年数件ずつ発生し続けていた（2007年当時）¹⁸。

(3) リスクの見積り

発生するおそれのある負傷の重篤度について、3階からの転落は死亡に至る可能性があることから「致命的」である。

負傷が発生する可能性について、窓の開閉は日常的な作業であることから、発生の可能性は「比較的高い」と考えられる。

以上より、直ちにリスク低減の措置を行う必要があると考えられる。

(4) リスク低減措置の検討

リスク低減措置として、①設計段階における措置（設計変更等）、②工学的対策（安全装置設置等）、③管理的対策（生徒への指導等の管理的対策）の順に検討する。

①棚の撤去、窓を全開できないようにするなどの危険源の除去、②手すり、転落防止ネットの設置などの工学的対策、③窓からの転落防止の安全教育、注意標識掲示等の管理的対策が考えられる。

転落は死亡事故に直結するものであり、①、②のようなリスク低減効果の高い対策を講じた上での管理的対策は一定の効果はあるものの、リスクの高さから③のような管理的対策のみを実施することは十分ではない。

(5) 同種の危険が確認された箇所

窓の下の設置物別に同種の危険が確認された箇所は写真3～17のとおりであり、窓が開いている状態で設置物に登った場合、転落のおそれがある。なお、以下に示した写真は、危険が確認された箇所を網羅したものではない。写真では1枚しか示していない場合であっても、同じ構造の窓の下に同種の設置物が置かれている箇所など、示した写真と同種の危険な箇所も確認された。

¹⁸ 内田良、「転落事故--学校安全の死角」愛知教育大学研究報告. 56（教育科学編）、pp165～174,2007.3

その他確認された転落の危険のある窓の例
(赤矢印は小中学生が上る可能性のある箇所を示したもの)

・ 棚・ロッカー



写真3 (学校B)



写真4 (学校B)



写真5 (学校C)

・ 机・長机



写真6 (学校 B)



窓上のひも付き扇風機
机に乗ってひもを引っ張る等の際
窓下へ転落のおそれ

写真7

(写真6の点線部を拡大した写真)



写真8 (学校 A)



写真9 (学校 A)



写真 10 (学校 B)



写真 11 (学校 C)



写真 12 (学校 C)



写真 13 (学校 D)

・ピアノ・オルガン

・傘立て

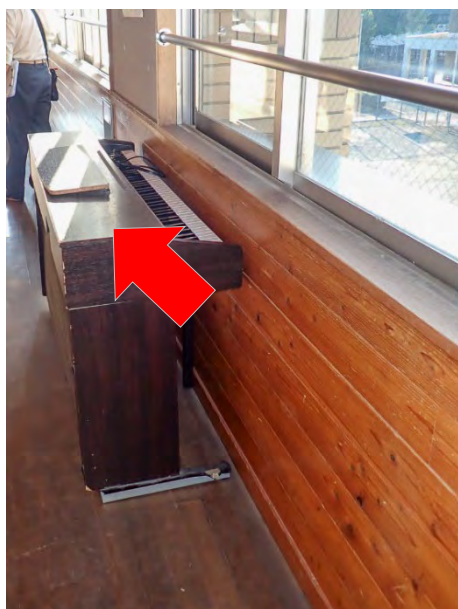


写真 14 (学校 A)



写真 15 (学校 B)

・その他

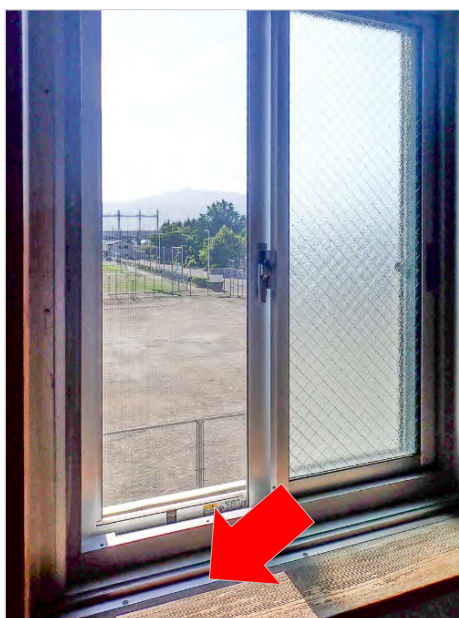


写真 16 (学校 A)

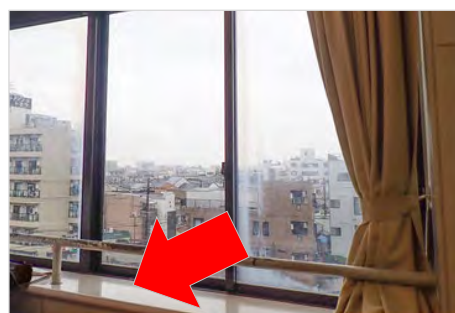


写真 17 (学校 D)

3. 4. 2 ロッカー等



写真 18 固定されずに積み重ねられたロッカー（学校 B）

(1) 点検箇所概要

通常の教室に、連結が予定されていない棚が積み重ねられていた。上下の棚いずれも、床や壁に固定されていないかった。



写真 19 写真 18 に点検箇所を例示

(2) 発生する可能性のある事故

棚の扉を開けた際や地震等により、上の棚が転倒及び落下し、小中学生を押しつぶす危険がある。小中学生が後ろに倒れる危険もある。

なお「地震のケガの原因の約30%～50%が、家具類の転倒・落下・移動によるもの」¹⁹などともいわれている。

(3) リスクの見積り

発生するおそれのある負傷の重篤度について、扉を開けた際に積み重ねた上の棚が転倒及び落下し、頭部などが押しつぶされる、生徒が後ろに倒れ頭を打つなどにより、死亡に至る可能性があることから「致命的」である。

負傷が発生する可能性について、教室の棚の開閉は日常的な作業であるから、発生の可能性は「極めて高い」と考えられる。

以上より、直ちにリスク低減の措置を行う必要があると考えられる。

(4) リスク低減措置の検討

リスク低減措置として、①設計段階における措置、②工学的対策、③管理的対策の順に検討すると、①棚を下ろすなどの設計段階における措置、②棚を床や壁に固定する、連結可能な棚に交換して積み重ねるなどの工学的対策、③使い方の指導などの管理的対策が考えられる。

死亡事故に直結するものであり、リスクの高さから③管理的対策のみを実施することは十分ではない。

(5) 同種の危険が確認された箇所

同種の危険が確認された箇所は写真20～25のとおりであり、いずれも棚が積み重ねられており、上下の棚の連結、床や壁への固定はされていなかった。

¹⁹ 東京消防庁 HP「地震時の危険」

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-bousaika/kaguten/danger.html>

その他確認された固定されずに積み重ねられたロッカー等の例
(黄矢印は落下の可能性のある棚・ロッカー等を示したもの)



写真 20 (学校 A)



写真 21 (学校 B)



写真 22 (学校 C)



写真 23 (学校 D)



写真 24 (学校 D)



写真 25 (学校 D)

3. 4. 3 避難口



写真 26 避難口の避難の支障となる可能性のある物件（学校 D）

(1) 点検箇所概要

1階の避難口前に自転車や机等が複数置かれていた。



写真 27 写真 26 に点検箇所を例示

(2) 発生する可能性のある事故

避難経路が確保されておらず、地震や火災等の際、迅速な避難が困難となる可能性がある。

(3) リスクの見積り

発生するおそれの負傷の重篤度について、火災時等の避難に支障がある場合、死亡の結果を発生させる可能性があることから「致命的」である。

負傷が発生する可能性はまれであり、事故発生の可能性は「ほとんどない」と考えられる。

以上より、発生の可能性はまれであるが、負傷の重篤度の高さから直ちにリスク低減の措置を行う必要があると考えられる。

(4) リスク低減措置の検討

法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施する必要があり、学校の避難口等については、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない（消防法第8条の2の4²⁰）。

したがって、直ちに避難の支障となる物件を撤去し、避難経路に物件が存置されないよう張り紙等を行うことが考えられる。

なお、避難の支障となっている自転車や机は、購入した時点で、どこに保管するかということを検討の上、保管する必要がある。

²⁰ 消防法第8条の2の4 学校（中略）その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し（中略）なければならない。

3. 4. 4 遊具



写真 28 窒息の可能性のある遊具 (学校 C)

(1) 点検箇所概要

登り棒の支柱の形状が上向きの V 字型となっていた。



上向き V 字型の遊具
V 字部分に、首が挟まるおそれ

写真 29 写真 28 に点検箇所を例示

(2) 発生する可能性のある事故

遊んでいる際、首が挟まり、窒息する可能性がある²¹。

(3) リスクの見積り

発生するおそれのある負傷の重篤度について、窒息に至る可能性があることから「致命的」である。

負傷が発生する可能性について、日常的に使用できる遊具であるから発生の可能性は「比較的高い」と考えられる。

以上より、直ちにリスク低減の措置を行う必要があると考えられる。

(4) リスク低減措置の検討

①設計段階における措置、②工学的対策、③管理的対策の順に検討すると、①登り棒の撤去又は安全な設計の登り棒に変更、開口部を全て埋めて無くす(写真30)、②子どもの頭部を模擬した直径230mmの点検器具がV字2辺に同時に接しないようV字下部の隅角部を埋める(図16)²²などの工学的対策、③開口部に頭を入れないことを指導するなどの管理的対策が考えられる。

死亡事故に直結するものであり、リスクの高さから③管理的対策のみを実施することは十分ではない。



写真30
開口部を全て埋めた対策例

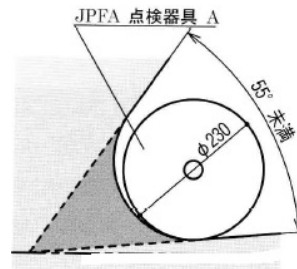


図16
開口部の隅角部を埋めた対策
点検器具がV字2辺に接しない事が必要

(5) 特記事項

遊具の専門家であれば容易に発見できる危険と考えられる。

²¹ 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 (日本公園施設業協会) 4.4.2 頭部または区部の挟み込み (図18)

3. 4. 5 吹き抜け



写真 31 転落の危険がある吹き抜け（学校 A）

(1) 点検箇所概要

2階及び3階に、手すり（高さ 117 cm）が設置され、ガラスで囲まれている吹き抜けがあった。吹き抜けは、トイレ、教室等の間に位置しており、吹き抜け部分の1階は下駄箱等のある昇降口であった。

吹き抜け付近には、防火扉の落下地点を示す表示としていわゆるトラテープが張られていたが、手すりに近づきにくくするなど、落下の危険に対する注意表示は確認されなかった。

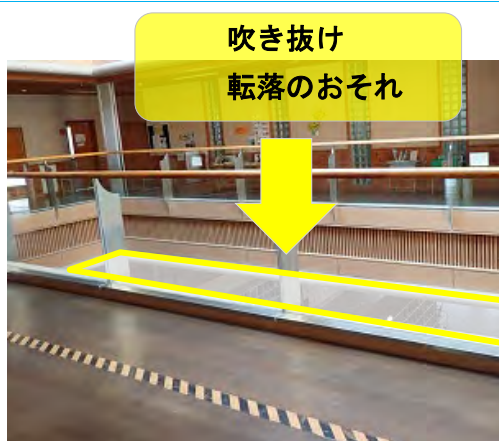


写真 32 写真 31 に点検箇所を例示

(2) 発生する可能性のある事故

吹き抜けはトイレ、教室等の間であり、生徒が日常的に通行、遊び等をする可能性のある場所であり、吹き抜けを飛び越える、手すりで遊ぶ等の際、転落の可能性はある（事例について、2「事故の発生状況」(1) a (c) 事例6、6頁参照）。

(3) リスクの見積り

発生するおそれのある負傷の重篤度について、2階及び3階からの転落は死亡に至る可能性があることから「致命的」である。

負傷が発生する可能性について、吹き抜けがトイレ、教室等の間という生徒の通常の動線上に位置することから、発生の可能性は「比較的高い」と考えられる。

以上より、直ちにリスク低減の措置を行う必要があると考えられる。

(4) リスク低減措置の検討

①設計段階における措置、②工学的対策、③管理的対策の順に検討すると、①吹き抜けをふさぐ、②手すりや転落防止ネット設置などの工学的対策、③窓からの転落防止の安全教育、手すりに注意喚起のトラテープを貼る、注意標識掲示などの管理的対策が考えられる。

設計時において吹き抜け構造の安全性についての検討を確認することも有用である。

死亡事故に直結するものであり、リスクの高さから③管理的対策のみを実施することは適当ではない。

(5) 特記事項

建築基準法施行令第126条では、2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり等を設けなければならないと規定されており、事例の施設はこの高さを超える手すりが設置されている。

しかし「思春期に近づくにつれて、仲間からのプレッシャー及びリスクをいと（厭）わない行動が、製品の使用又は消費に影響するようになる。」などと指摘されており²³、現実には、吹き抜けの柵の上に乗る、転落して死亡した事故が発生しており、吹き抜けからの転落による死亡事故発生後、吹き抜けをふさいだ中学校の例がある。

²³ JIS Z 8050:2016（(ISO/IEC Guide 50:2014) 安全側面－規格及びその他仕様書における子どもの安全の指針）

3. 4. 6 その他確認された危険な施設又は設備

その他確認された危険な施設又は設備の例は表 10 記載のとおりである。

表 10 その他確認された、危険な施設又は設備の例

場所	箇所	危険
屋外	ネット、金網	金網の一部が破れ、突起部分がある。
	ベンチ	プラスチックのベンチが破損し、鋭利な面がある。
	樹木	枝の一部が、子どもの頭部の高さに飛び出している。切り株があり「この上に乗らないでください」との注意表示がはがれて放置されている。樹木の根が地表に出ており、躓いた地点にブロック塀の角がある。
	倉庫	底面が腐食しており、固定されておらず、転倒のおそれがある。
	ゴール	支柱の金属の一部が錆び、部分的に欠落している。
建物外周	外階段	外壁の一部が肋木のような構造であり、転落の危険がある。
体育館	ドア	ドアクローザーが設置されていない。設置されているが壊れている。調整不足等により、ドアが急に閉まる。
	肋木	L字の金具が取り付けられている。
美術室	棚	棚の上、天井近くに、彫刻像、ストーブ、机の引き出し等が設置されている。
音楽室	スピーカー	出入り口上部のスピーカーが固定されていない。
	テレビ	台の上のテレビが固定されていない。
調理室	調理台	手を離すと重力で急に閉まる構造のカバーがあり、蝶番部に指を挟むと切断の危険がある。
廊下	窓	転落の危険があるが、手すりがない。
	壁	壁に取り付けられているフックが突き出している。
教室	窓	掲示物によって、窓の開閉状況がわからない状態となっており、転落の危険がある。

3. 5 安全点検を担う教職員の勤務実態等（公表資料調査）

3. 5. 1 教職員の時間外勤務

教職員の勤務実態として、例えば、2022年4月から7月までの月平均において、45時間以上時間外勤務²⁴を行っている教職員は、小学校で36.9%、中学校の教職員で53.7%となっている。このうち、4.4%の小学校の教職員、13.7%の中学校の教職員の時間外勤務の時間は80時間を超えている²⁵。

3. 5. 2 安全点検業務の明確化及び適正化

学校及び教師が担う業務の明確化及び適正化については検討が行われており、例えば、中央教育審議会の答申において、部活動等、これまで学校及び教師が担ってきた業務のうち、役割分担等について特に議論すべき代表的な業務について、①基本的には学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務、などの整理が示されている。調査委員会が確認した限りで、学校の施設又は設備の安全点検業務について、教職員が担う業務の明確化及び適正化についての整理は確認できなかった。

なお、同答申は「校内清掃」に関し「日常的な環境衛生の維持又は改善のための活動は学校の業務であるが、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめ、その他の環境衛生活動については、現在も教師以外の学校職員も行っているが、地域ボランティアの参画や民間委託等も検討し、できる限り教師に行わせないように努めるべきである。」との記載があり、『学校保健安全法施行規則第2条において、「学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。」と規定されており、校内清掃など日常の環境衛生活動については学校が担わねばならない業務とされているが、その主体は必ずしも限定されていない。』とされている²⁶。

²⁴ 「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間

²⁵ 文部科学省「令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（令和4年12月）https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520_00010.htm

²⁶ 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日）https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm

4 認定した事実に基づく課題の抽出

(1) 安全点検の手法の課題

a 安全点検の実施、点検表の有無

学校保健安全法により、学校の安全点検は学校において実施しなければならないとされており、平成 30 年度を調査対象期間とする文部科学省による調査では、調査対象とされた公立の小中学校 28,373 校の全てにおいて安全点検が実施されているという結果であった (3.1.1)。

アンケート調査の結果、1,282 校中 1,254 校 (97.8%) の公立の小中学校において、安全点検時に使用する点検表が「ある」との回答だった (3.2.1)。

b 点検表の記載、危険な施設又は設備の有無

公立の小中学校で実際に用いられている点検表の様式を収集して確認したところ、365 校中 131 校 (35.9%) の点検表は、「教室」、「窓」といった記載のみであり、点検の項目又は点検の観点の記載が見られなかった

(3.3.1)。点検の観点に、窓からの転落の危険を記載している学校は 365 校中 52 校 (14.2%) (3.3.2)、棚やロッカーの転倒 (固定の有無等) を記載している学校は 365 校中 76 校 (20.8%) (3.3.3)、トイレの水漏れ、黒板の汚れ等危険性の低い箇所を点検の項目としている学校の数は 365 校中 232 校 (63.6%) であった (3.3.4)。

アンケート調査の結果、1,282 校中 743 校 (58.0%) の公立の小中学校が、安全点検で発見された危険について、死亡又は 30 日以上を負傷に至る危険か否かといった危険の程度との関連付けを行っていないとの回答であった (3.2.3)。また、点検表があると回答した公立の小中学校 1,254 校中 1,093 校 (87.2%) は点検表を定期的に見直している (年度ごと等) との回答であったが、このほかに見直す検討を行っている時期の回答として「施設・設備に起因した事故が発生したとき」が 1,254 中 480 校 (38.3%)、「施設・設備の改修を行ったとき」が 1,254 中 391 校 (31.2%)、「教育委員会から要請があったとき」が 1,254 中 374 校 (29.8%) との回答であった。 (3.2.2)。

訪問調査の結果、訪問した学校 (公立の小中学校各 2 校) 全てに、窓際に机等が設置され転落の危険のある窓、固定されずに積み重ねられ、転倒又は落下の危険のあるロッカー等、小中学生が死亡する危険のある施設又は設備が確認された (3.4)。

c リスクを見積もる具体的な手法等に関する資料の有無

文部科学省が作成した資料等に安全点検の実施方法の例などが示されているが、調査委員会が確認した限りで、学校安全に関する法令、文部科学省が作成した資料等において、学校に潜むリスクを見積もる具体的な手法、安全対策の優先順位を合理的に決定する考え方、これらを記録する記載例等について述べられた資料は確認できなかった (3. 1)。

d 小括

ほぼ全ての公立の小中学校で安全点検が実施され、安全点検に用いる点検表が存在するが、訪問した公立の小中学校において、小中学生が死亡する危険のある施設設備が確認された。

公立の小中学校において用いられている点検表の内容に差異があり、点検表に点検の項目や点検の観点に記載されていない学校、窓からの転落や棚・ロッカー等の転倒による死亡の危険を点検の観点としていない学校、危険性の低い箇所を点検の項目としている学校がみられた。通常、点検表を見直すべき機会と考えられる、事故発生時、施設設備の改修時等において、点検表の見直しが行われていない学校もみられた。

また、安全点検で発見された危険について、死亡又は30日以上を負傷に至る危険か否かといった危険の程度との関連付けを行っていない公立の小中学校が存在し、安全点検の方法について、文部科学省が作成した資料等に安全点検の実施方法の例などが示されているが、学校に潜むリスクについて、リスクを見積もる具体的な手法、安全対策の優先順位を合理的に決定する考え方等について述べられた資料は確認できなかった。

これらの事実より、一部の小中学校において、実効的な安全点検を行うことができていると考えられ、この理由として、点検表の内容や点検表の作成方法、見直し時期等を含めた、死亡や負傷の重篤度の高い危険を優先して発見して対応するなどの効果的な安全点検の手法が標準化されていないことが考えられる。

(2) 安全点検の担い手の課題

a 安全点検を担う教職員

学校保健安全法に、安全点検は学校において実施することと規定されており、文部科学省の通知では教職員の職務例に安全点検が挙げられている。加えて、文部科学省作成資料において、対象が多岐にわたる定期（毎月・毎学期）の安全点検について教職員全員が実施するという記載がみられる。その一方で、教師の負担軽減の観点から、教師が行うのは授業等の業務に付随して行う日常点検の範囲にとどめるよう努めるべきとの記載がみられる（3.1.2）。

b 点検対象、点検資料

教職員が点検することになっている対象は、校舎内・校舎外の多くの施設設備であり、耐震の観点からも教職員が点検を行うこととなっている。
学校保健安全法により、施設及び設備の安全点検と並び、職員に対する研修に関する事項についても、学校において実施することとなり、文部科学省等により学校安全に関連する資料が多数作成されている（3.1.3）。

c 事故を防止する上での課題

公立の小中学校に対するアンケート調査の結果、施設又は設備による事故を防止する上での課題として、安全に関する知識・経験との回答が1,282校中663校（51.7%）、時間との回答が1,282校中787校（61.4%）であった（3.2.5）。

d 教職員の勤務実態

教職員の勤務実態として、45時間以上時間外勤務を行っている教職員は、小学校で36.9%、中学校の教職員で53.7%という状況であり（3.5.1）、教職員が担う安全点検業務の明確化及び適正化についての整理は確認できていない（3.5.2）。

e 外部人材の活用

アンケート調査の回答として、1,282校中827校（64.5%）の公立の小中学校において、安全点検の知見を有する外部人材が点検に参加していないとの回答であり、この理由として予算の都合で難しいとの回答が827校中635校（76.8%）、適切な外部人材を見つけることが難しい、との回答が827校中652校（78.8%）であった（3.2.4）。

f 小括

学校の安全点検の担い手として教職員が挙げられているが、教職員については厳しい勤務実態が公表されている。

公立の小中学校における課題として、安全に関する知識・経験や時間が挙げられている。教職員が担っている安全点検の範囲が明らかでなく、多くの施設設備について、耐震の観点からも点検をすることとなっており、さらに参考とすべき学校安全に関連する資料は多数存在する。

厳しい勤務実態が指摘されている教職員において、多数の学校安全関連資料を理解し、多くの施設設備の点検を行うことは、時間、知識、専門性といった点から困難な可能性が考えられる。

また、外部人材の活用に関し、適切な外部人材を見つけることが難しいことや、予算などを理由に、安全点検の知見を有する外部人材が安全点検に参加していない公立の小中学校が存在する。

これらの事実より、小中学校が実効的な安全点検を行う上で、教職員の勤務実態に鑑みた、教職員が担う安全点検の範囲や参照すべき資料の明確化及び適正化、安全点検の知見を有する外部人材を導入する上での予算、適切な人材を発見することへの支援等、安全点検に関する担い手の支援が不十分であることも課題と考えられる。

5 原因

学校の施設又は設備による事故等の主たる原因の一つは、実効性のある安全点検が実施されていないことである。この理由として、効果的な安全点検の手法が標準化されていないこと及び、担い手の支援が不十分であることの二つが考えられる。

6 再発防止策の検討に係る調査

6. 1 科学的に安全を確保するための考え方、手法

(1) 子どもの安全の指針 (Guide 50)

法律ではないが、子ども（14歳以下）の安全に関する一般的アプローチとして、国際規格を基とした日本産業規格「JIS Z 8050:2016 (ISO/IEC Guide 50:2014) 安全側面－規格及びその他仕様書における子どもの安全の指針」（以下「Guide 50」という。）がある。

Guide 50は、安全性全般という観点からリスク低減に対する構造的アプローチを取り扱う「JIS Z 8051:2015 (ISO/IEC Guide 51:2014) 安全側面－規格への導入指針」(以下「Guide 51」という。)に対する追加情報を提供しており、子どもの発達と不慮の傷害からの危害との関係に焦点を当て、子どもが遭遇すると思われるハザード(危害の潜在的な源)に対する取組み方への対処を提供する規格である。

Guide 50の作成理由には「傷害の防止は、社会全体で共有すべき責任である」、「課題は、子どもが死亡または重傷を負う可能性を最小限に抑えることが実現できるように製品(製造物、その包装、プロセス、構造物、据付け、サービス、構築されている環境、又はこれらのいずれかの組合せ)を作成すること」、「この課題の重要な点は、安全性と子どもが刺激的な環境を探索し、学習する必要性とのバランスをとることである」などと規定されている。

Guide 50では、リスクアセスメント(リスク分析及びリスク評価からなる全てのプロセス)が傷害防止戦略の重要なステップと位置付けられている。一般的なリスクアセスメントのアプローチについては、Guide 51に記載されている。

(2) 労働安全衛生法に基づく指針等

学校における安全管理や子どもの安全を直接の目的とするものではないが、墜落等による負傷、死亡等を含めた労働災害を防止する取組に関する指針として、労働安全衛生法第 28 条の 2 第 2 項の規定に基づく「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 2 の規定に基づく「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年労働省告示第 53 号）がある。

これら指針における「危険性又は有害性等の調査」とは、ILO（国際労働機関）等において「リスクアセスメント(risk assessment)」等の用語で表現されている²⁷。

a 危険性又は有害性等の調査等に関する指針

危険性又は有害性等の調査等に関する指針は、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針における調査等の具体的実施事項として位置付けられており、「事例でわかる職場のリスクアセスメント」²⁸などにより、リスクアセスメントの具体的な進め方について実施事例を挙げて解説されている。

リスクアセスメントは労働安全マネジメントシステムの中核的な要素とされており、①職場全体のリスクを洗い出し、②当該リスクが実現したときの影響の大きさを見積もり、③重大な影響を与えると想定されるリスクから優先的に対策を検討して実施し、災害を未然に防止する取組とされている。

これは、潜在する危険を全てなくすことができないことを前提として、できるだけ労働災害が発生しないように、また、もし発生した場合でも軽度なものとする取組であり、事業場に多数、様々存在する潜在的な危険性を評価し、どのリスクから、どのように低減するかを決定するためのツールとされている。

リスクアセスメント導入による効果として「事例でわかる職場のリスクアセスメント」では「安全対策の合理的な優先順位が決定できること」、「残留リスクに対して守るべき決めごとの理由が明確になること」などが挙げられている（図 17）。

²⁷ 厚生労働省「危険性又は有害性等の調査等に関する指針 同解説」（1 頁参照）（平成 18 年 3 月）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ka060320001b.pdf>

²⁸ 厚生労働省「事例でわかる職場のリスクアセスメント」（平成 23 年 2 月）

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/110405-1.pdf>

5 リスクアセスメント導入による効果

①職場のリスクが明確になります

職場の潜在的な危険性・有害性が明らかになり、危険の芽(リスク)を事前に摘むことができます。

②リスクに対する認識を共有できます

リスクアセスメントは現場の作業者の参加を得て、管理監督者とともに進めるため、職場全体の安全衛生のリスクに対する共通の認識を持つことができるようになります。

③安全対策の合理的な優先順位が決定できます

リスクアセスメントの結果を踏まえ、事業者はすべてのリスクを低減させる必要がありますが、リスクの見積もり結果などによりその優先順位を決めることができます。

④残ったリスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になります

技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的なルールを定めた上で、対応を作業者の注意に委ねることになります。この場合、リスクアセスメントに作業者が参加していると、なぜ、注意して作業しなければならないかの理由が理解されているため、守るべきルールが守られるようになります。

⑤職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります

リスクアセスメントを職場全体で行うため、他の作業者が感じた危険についても情報が得られ、業務経験が浅い作業者也職場に潜んでいる危険性・有害性を理解することができるようになります。

出典：厚生労働省 事例でわかる職場のリスクアセスメント（平成23年2月）

図17 リスクアセスメント導入による効果

リスクアセスメントの導入に関し、「浄水場におけるリスクアセスメント（労働災害防止）の手引き」²⁹などでは、これからリスクアセスメントを始める組織がより少ない時間で実効性の高い職場全体の一覧表を作成することができるように、代表的な作業486個のリスクについて標準例を示すなどしている。

²⁹公益社団法人日本水道協会「浄水場におけるリスクアセスメント（労働災害防止）の手引き」（平成30年9月25日）

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2018_04/jyousuijyou_ra.pdf

b 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針により具体化されている労働安全マネジメントシステムは、組織全体でリスクアセスメント等によるリスク低減措置を実施し、リスクを低減させる仕組みである。

「3ステップでやさしく導入 労働安全衛生マネジメントシステム～中小規模事業場向け労働安全衛生マネジメントシステム導入マニュアル～」(厚生労働省)³⁰などでは、現在の取組を前提に取り組むべきポイント、リスクアセスメント実施要領などが紹介されている(図18)。

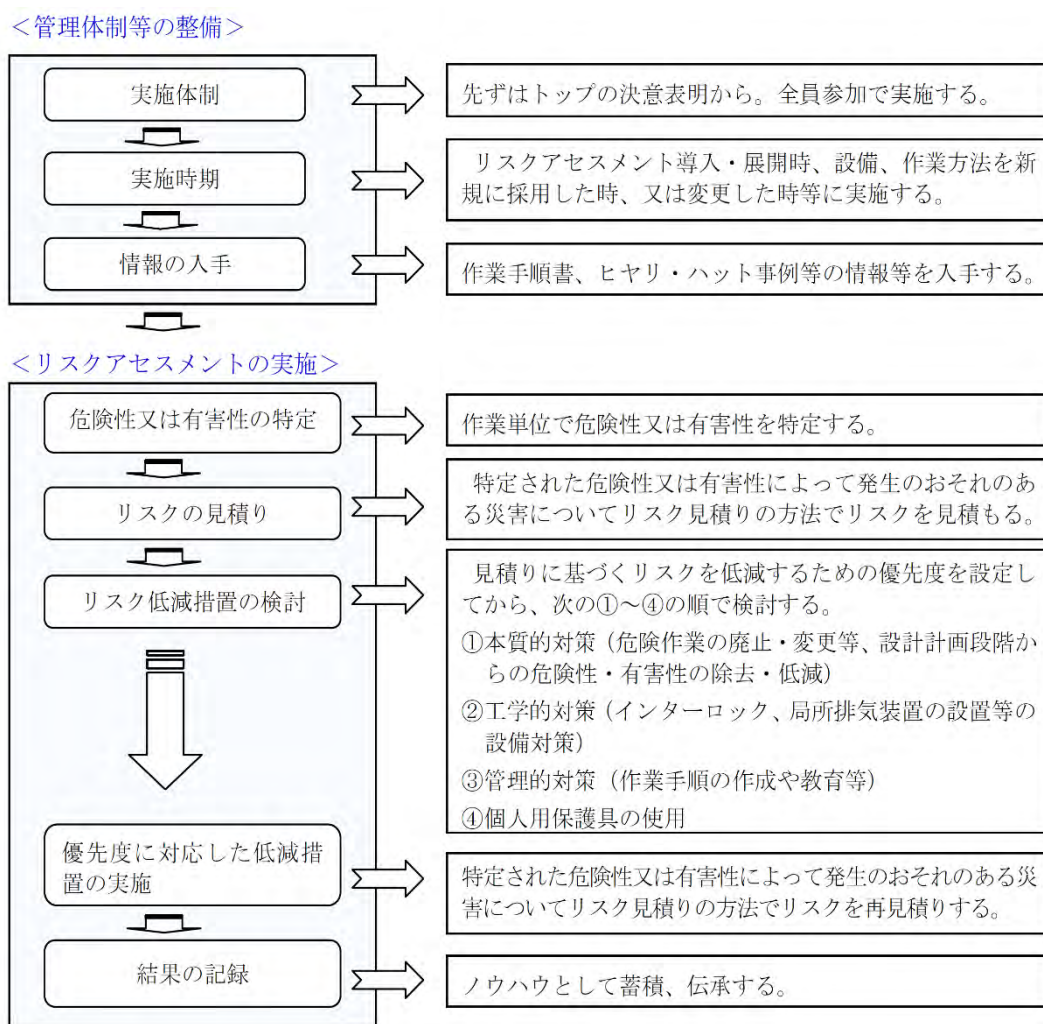


図18 リスクアセスメントの手順

出典：厚生労働省 中小規模事業場向け労働安全衛生マネジメントシステム導入マニュアル
(平成25年12月)

³⁰ 厚生労働省「中小規模事業場向け労働安全衛生マネジメントシステム導入マニュアル」(平成25年12月) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000048654.html>

(3) ユネスコ教育施設アセスメントガイドライン

法律ではないが、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）では、2019年にユネスコの災害リスク低減とレジリエンスに関する横断的安全グループの議長を務める Udline 大学 SPRINT 研究所（イタリア）の協力の元、災害リスク低減と気候変動適応に関する教育設備のアセスメントガイドライン³¹を発行している。

同ガイドラインでは、科学的なアセスメントを通じて教育施設の安全性向上を目指しており、リスクアセスメントとリスクマネジメントの実施を求めている。これまでに7か国（エルサルバドル、ハイチ、インドネシア、イタリア、ラオス人民共和国、モザンビーク、ペルー）で1,700の学校の1万1千棟の建物を対象に50万人の生徒と学校関係者が関わる安全アセスメントが試行され良好な結果を得ている。同ガイドラインは自然災害を主対象としているが、施設からの転落等日常災害もガイドラインの対象としている。

³¹ ユネスコ「災害リスク低減と気候変動適応に関する教育施設のアセスメントガイドライン」(Guidelines for Assessing Learning Facilities in the Context of Disaster Risk Reduction and Climate Change Adaptation,2019)

Vol.1: <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000371185.locale=en>

Vol.2: <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000371186.locale=en>

Vol.3: <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000371188.locale=en>

6. 2 安全点検の担い手となる人材

学校の安全点検の担い手として考えられる、外部人材の一例として、労働安全に関する有資格者及び地域の人材について調査を行った。

また、労働安全の有識者等との連携可能性について実証を行った。

なお、学校安全に活用することが考えられる外部人材は以下に限られるものではない。

(1) 有識者及び事務補助者の例

a 有識者（労働安全）

学校安全に活用することが考えられる労働安全の有識者として、労働安全コンサルタント、安全管理士が挙げられ、それぞれが所属する団体概要等は以下のとおりである。

また、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会では、地方公務員の公務災害防止の観点から、地方公共団体の事業場に対して無償で専門家を派遣する事業を行っている。

(a) 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会³²

団体概要 労働安全衛生法第87条の規定に基づいて設立された団体

会員 労働安全コンサルタント（労働安全衛生法に基づき、厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、厚生労働省の名簿に登録された労働安全のスペシャリスト）及び労働衛生コンサルタント

会員数 約 2,600 人（労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント含む）

費用例 指導業務 8～15万円/日 診断業務 10～15万円/日
教育訓練業務 8～12万円/日 相談業務 5千円/時間
（東京支部参考値 費用は地域によって違いがある³³。）

³² 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 HP

<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

³³ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部 報酬について

<https://jashcon-tokyo.com/contents/compensation>

(b) 特別民間法人中央労働災害防止協会³⁴

団体概要 労働災害防止団体にに基づき設立された公益法人
派遣している専門家 安全管理士（労働災害防止団体法施行規則に規定される者）
費用例 安全衛生診断 11 万円／半日 15 万 5 千円／1 日（税抜き）

(c) 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会³⁵

団体概要 地方公務員の公務災害を未然に防止し、福祉の向上を図るとともに、地方行政の能率的な運営の確保と地域住民の福祉の向上並びに地域社会の健全な発展に資することを目的とする法人
事業概要 研修等の開催や専門家の派遣を行っており、専門家派遣事業の 1 つとして、職場環境改善アドバイザー派遣事業がある。
【職場環境改善アドバイザー派遣事業】地方公共団体の要請に基づいて、安全・衛生管理士等の安全衛生管理に関する専門家を派遣し、職場環境の診断及びアドバイスを行う事業
職場診断、講評、研修等 無償／半日～連続する 2 日間
各地方公共団体、年度 1 回まで要請が可能
（詳細は協会HP参照）

b 事務補助者

学校安全に活用することが考えられる地域の人材として、シルバー人材センターの会員が挙げられる（団体の概要は以下のとおり）。

シルバー人材センターは利益の追求を目的としていない、全国に組織のある団体であり、同センターの一部では、学童保育、学校用務員による清掃業務等、学校関連業務を労働者派遣契約により担っている。

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会³⁶

団体概要 高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。各センターは原則として市町村単位に置かれている。

会員 約 70 万人

³⁴ 特別民間法人中央労働災害防止協会 HP <https://www.jisha.or.jp/>

³⁵ 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会HP <https://www.jalsha.or.jp/>

³⁶ 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会 HP <https://zsjc.or.jp/>

(2) 外部有識者との連携例（モデル実証）

学校の安全点検に関し、外部有識者との連携の実証を目的とし、特定の市教育委員会において、安全点検の知見を有する有識者等同行の下、設置した学校の安全点検を行い、当該有識者による指導方法、内容等について確認を行った（実施方法は、添付資料参考）。

安全点検を行った教育委員会、有識者、同行した専門委員のコメント等は次のとおり。

(1) 教育委員会

- ・有識者は見る視点が違うことが改めて分かった。
- ・通常漫然と見ているため気付かないが、いったん気付けば簡単に改善できることがある。
- ・対策費用の面からこの程度であれば問題ないと安易に考えることがあるが、重大な事故につながる危険に対しては対策をする必要があることを改めて感じた。
- ・提供された安全点検表について、記載されている各項目を一つずつ見る暇がなく、全ての項目を確認することはできず、指摘された点を校舎平面図に書き込む方法により点検を行った。

(2) 有識者

- ・安全点検表をタブレット化すると作業が行いやすい。
- ・外部委託先が行った点検記録を点検作業にいかしてはどうか。
- ・いつも見ている人と外部の人の見方は異なるので、外注の点検に同行し、危険意識を向上していただきたい。
- ・サッカーゴール等、管理者が不明な設備について、管理者と学校との取決め等を明確にしたほうが良い。
- ・これまでの点検時の指摘事項と対応状況について事前に説明があれば効率良く点検が進められる。
- ・リスクアセスメント手法を導入し、頻度、可能性、重大性を見積もり、改善の優先度をつけての対応が望ましい。
- ・子どもの目線で、突拍子のない行動を予測した対応が必須であり、児童の行動から対策をチェックシートに盛り込んで育ててほしい。

(3) 専門委員

有識者による指導方法及び内容は概ね適切であり、学校の設置者が、任意の設置した学校において、有識者と連携し、安全管理上の問題を抽出することができていた。

モデル実証では確認が限定的であり、学校の設置者が危険箇所のリスクを十分に把握できているかの確認は十分でない。

外部有識者が学校（子ども）の特性を十分に理解した上で適切な支援を行うことができるよう検討の必要がある。

7 再発防止策

学校における施設又は設備による事故等の防止を図る上で、安全点検に関する手法の改善及び担い手の支援を行う必要がある。

また、安全点検の改善が行われ、運用が定着するまでには年単位の時間を要する可能性があり、特に死亡事故の発生可能性のある箇所については、これら安全点検の改善を待たずに、実効性のある緊急的な対策が必要である。

なお、本調査は公立の小中学校を中心に行ったものであるが、調査の直接の対象としなかった国立の小中学校や私立の小中学校、国公私立の高等学校などにおいても、同様の対策を必要とする可能性がある。

7. 1 安全点検の改善

(1) 手法の改善

学校における施設又は設備による事故等の防止を図る上で、安全点検の手法について改善が必要である。

この改善に当たっては、労働安全分野におけるリスクアセスメント等の知見が参考となる。

また、上記知見を導入する上で、改善された安全点検の手法を各学校が導入するための手引き、標準的な学校全体の危険並びにその評価の一覧表、リスク評価を踏まえた点検表の標準例などの作成及び周知も有用である。

(2) 担い手の支援

学校における施設又は設備による事故等の防止を図る上では、安全点検の手法の改善だけでなく、役割の明確化等、担い手の支援も必要である。

a 役割の明確化及び適正化

安全点検の担い手の支援として、教職員が行うべき業務、遊具や建築の専門家が行うべき業務、教職員以外にも可能な業務などについて考え方を明らかにすることが求められる。

安全点検の手法の改善や上記役割の明確化及び適正化に伴う、教職員が確認すべき学校安全に関する資料の精査（見直し、整理統合等）も必要である。

b 外部人材活用促進の支援

遊具や建築の専門家が行うべき業務及び教職員以外にも可能な業務については外部人材を活用する必要があり、この活用の促進を支援する必要がある。

活用の促進を支援する方法として、

- ①活用が考えられる人材の例示、活用例の共有
 - ②外部人材の導入マニュアル、仕様書や研修教材例の作成及び共有
 - ③文部科学省や教育委員会による外部人材の派遣
 - ④協力の呼び掛け等による外部人材の掘り起こし
- などがある。

外部人材の活用例として、労働安全に関する有資格者に、モデル校の診断や校長への研修講師などを依頼する、シルバー人材センターなどの地域の人材に、専門性が不要な業務を依頼することなどが考えられる。

7. 2 緊急的対策の実施

安全点検の改善が行われ、運用が定着するまでには年単位の時間を要する可能性がある。

一方、本調査における、実際に学校を訪問して行った実態調査において、小中学生の死亡のおそれのある危険が確認されており、このような危険は、教職員の負担に配慮しつつも直ちに対応する必要がある。

そこで、緊急的対策として、

- ①窓際の設置物
- ②固定されていない積み重ねた棚

などに限定した安全点検を各学校が行い、窓際の設置物は撤去する、積み重ねられた棚は下ろす、固定するなどの対策を行うことが考えられる。

また、この点検で確認された危険を校舎の平面図に記載し、これを点検表の一部とするなどして、継続的な管理につなげることが望ましい。

8 意見

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 3 条第 1 項は、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、国の責務として、地方公共団体と相互に連携を図り、学校における安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする、と規定している。

また、同法に基づいて策定された第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月閣議決定）において、今後、学校の施設又は設備の安全点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要とされ、国は、学校向けの定期点検要領の作成について検討し、その普及を図ることが計画に盛り込まれた。

以上を踏まえ、調査委員会は、学校の施設又は設備による事故等の防止のために講ずべき施策又は措置について、文部科学大臣に以下のとおり意見する。

8. 1 安全点検の改善

(1) 安全点検に関する手法の改善

学校における施設又は設備の安全点検の手法について、労働安全分野におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善を行うこと。

(2) 安全点検に関する担い手の支援

学校における施設又は設備の安全点検の担い手について、教職員が担うべき業務、確認すべき資料等を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう支援すること。

8. 2 緊急的対策の実施

安全点検の改善に先立ち、教職員の負担に配慮しつつ、学校に対し、死亡事故の発生可能性のある箇所（転落の危険のある窓や固定されず積み重ねられたロッカー等）の点検を依頼し、その結果について把握、検証すること。

点検にあたって、外部人材の活用が可能な場合には、その活用を検討することも依頼すること。

添付資料

1	消費者安全調査委員会について.....	1
2	選定日以降 2022 年 9 月 30 日までの審議を行った委員.....	3
3	調査の実施経過.....	4
4	用語の使い方.....	6
5	法令等.....	7
6	実施方法（アンケート調査）.....	11
7	実施方法（訪問調査）.....	15
8	実施方法（外部人材との連携による安全点検）.....	19

1 消費者安全調査委員会について

消費者安全調査委員会¹（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法に基づき、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因²及びその事故による被害発生の原因を究明し、同種又は類似の事故等の再発・拡大防止や被害の軽減のために講ずべき施策又は措置について、内閣総理大臣に対して勧告し、又は内閣総理大臣若しくは関係行政機関の長に対して意見具申することを任務としている。

調査委員会の調査対象とし得る事故等は、運輸安全委員会が調査対象とする事故等を除く生命又は身体の被害に係る消費者事故等である。ここには、食品、製品、施設、役務といった広い範囲の消費者に身近な消費生活上の事故等が含まれるが、調査委員会はこれらの中から生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために当該事故等の原因を究明することが必要であると認められるものを選定して、原因究明を行う。

調査委員会は選定した事故等について、事故等原因調査（以下「自ら調査」という。）を行う。ただし、既に他の行政機関等が調査等を行っており、これらの調査等で必要な原因究明ができると考えられる場合には、調査委員会はその調査結果を活用することにより当該事故等の原因を究明する。これを、「他の行政機関等による調査等の結果の評価（以下「評価」という。）」という。

この評価は、調査委員会が消費者の安全を確保するという見地から行うものであり、他の行政機関等が行う調査等とは、目的や視点が異なる場合がある。このため、評価の結果、調査委員会が、消費者安全の確保の見地から当該事故等の原因を究明するために必要な事項について、更なる解明が必要であると判断する場合には、調査等に関する事務を担当する行政機関等に対し、原因の究明に関する意見を述べ、又は調査委員会が、これら必要な事項を解明するため自ら調査を行う。

上記の自ら調査と評価を合わせて事故等原因調査等というが、その流れの概略は図1のとおりである。

¹ 消費者安全法（平成21年法律第50号）の改正により、2012年10月1日に消費者庁に設置された。

² 「原因」は、要因のうちある現象を引き起こしているとして特定されたものとし、「要因」は、ある現象を引き起こす可能性のあるものとする。出典：JIS Q 9024：2003（マネジメントシステムのパフォーマンス改善—継続的改善の手順及び技法の指針）

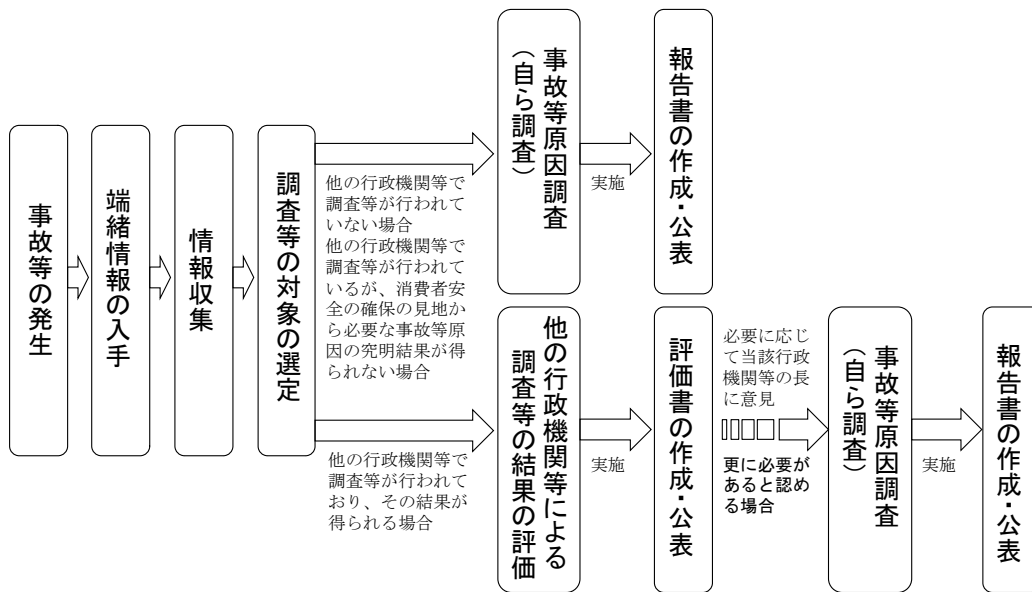


図1 調査委員会における事故等原因調査等の流れ

2 選定日以降 2022 年 9 月 30 日までの審議を行った委員

(2020 年 2 月 27 日から 2020 年 9 月 30 日まで)

消費者安全調査委員会

委員長 中 川 丈 久
委員長代理 持 丸 正 明
委員 小 川 武 史
委員 河 村 真紀子
委員 澁 谷 いづみ
委員 城 山 英 明
委員 水 流 聡 子

担当専門委員

内田 良 北村 光司
木村哲也 高木 元也

サービス等事故調査部会

部会長 持 丸 正 明
部会長代理 澁 谷 いづみ
臨時委員 飯 野 謙 次
臨時委員 鎌 田 環
臨時委員 越 山 健 彦
臨時委員 首 藤 由 紀
臨時委員 手 島 玲 子
臨時委員 野 口 貴公美
臨時委員 横 矢 真 理
臨時委員 余 村 朋 樹

(2020 年 10 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで)

消費者安全調査委員会

委員長 中 川 丈 久
委員長代理 持 丸 正 明
委員 小 川 武 史
委員 河 村 真紀子
委員 澁 谷 いづみ
委員 水 流 聡 子
委員 中 原 茂 樹

担当専門委員

内田 良 北村 光司
木村哲也 高木 元也

サービス等事故調査部会

部会長 持 丸 正 明
部会長代理 澁 谷 いづみ
臨時委員 飯 野 謙 次
臨時委員 越 山 健 彦
臨時委員 首 藤 由 紀
臨時委員 宗 林 さおり
臨時委員 野 口 貴公美
臨時委員 波多野 弥 生
臨時委員 横 矢 真 理
臨時委員 余 村 朋 樹

3 調査の実施経過

2020年

- 2月27日 第91回調査委員会において事故等原因調査を行う事故として選定
- 6月11日 調査委員会第37回サービス等事故調査部会において実態調査について審議
- 8月17日 調査委員会第39回サービス等事故調査部会において実態調査及び安全点検表について審議
- 9月11日 調査委員会第40回サービス等事故調査部会において実態調査及び安全点検表について審議
- 10月15日 調査委員会第41回サービス等事故調査部会において実態調査及び安全点検表について審議
- 11月19日 第99回調査委員会において安全点検表について審議
- 12月25日 第100回調査委員会において経過報告について審議

2021年

- 1月19日 調査委員会第43回サービス等事故調査部会において経過報告について審議
- 1月28日 第101回調査委員会において経過報告について審議
- 2月18日 第102回調査委員会において経過報告審議・決定
- 5月14日 調査委員会第47回サービス等事故調査部会において実態調査結果報告について審議
- 6月25日 第106回調査委員会において現地調査報告について報告
- 7月8日 調査委員会第49回サービス等事故調査部会において現地調査報告について報告
- 10月12日 調査委員会第51回サービス等事故調査部会において安全点検報告について審議
- 11月9日 調査委員会第52回サービス等事故調査部会において調査計画の変更について審議
- 11月25日 第111回調査委員会において調査計画の変更について審議

2022年

- 5月9日 調査委員会第58回サービス等事故調査部会において調査報告書について審議
- 5月26日 第117回調査委員会において調査報告書について審議

- 6月9日 調査委員会第59回サービス等事故調査部会において調査報告書について審議
- 6月30日 調査委員会第60回サービス等事故調査部会において調査報告書について審議
- 7月26日 第119回調査委員会において調査報告書について審議
- 8月4日 調査委員会第61回サービス等事故調査部会において調査報告書について審議
- 8月25日 第120回調査委員会において調査報告書について審議
- 9月2日 調査委員会第62回サービス等事故調査部会において調査報告書について審議
- 11月15日 調査委員会第63回サービス等事故調査部会において調査報告書について審議
- 11月29日 第124回調査委員会において調査報告書について審議
- 12月13日 調査委員会第64回サービス等事故調査部会において調査報告書について審議
- 12月22日 第125回委員会において調査報告書について審議

2023年

- 1月13日 調査委員会第65回サービス等事故調査部会において調査報告書について審議
- 2月2日 第126回委員会において調査報告書について審議
- 2月14日 調査委員会第66回サービス等事故調査部会において調査報告書について審議
- 3月1日 第127回委員会において調査報告書について審議
- 3月3日 調査報告書について決定

4 用語の使い方

報告書の本文中「4 認定した事実に基づく課題の抽出」における記述に用いる用語の使い方は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

5 法令等

(1) 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）（抄）

（事故等原因調査）

第 23 条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止（生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。）を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない。

2～5 （略）

（他の行政機関等による調査等の結果の評価等）

第 24 条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、前条第一項ただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うものとする。

- 2 調査委員会は、前項の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができる。
- 3 調査委員会は、第一項の評価の結果、更に調査委員会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要があると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。
- 4 第一項の他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等による調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができる

(2) 学校保健安全法等

ア 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。
- 3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第 26 条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第 29 条第 3 項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第 1 項及び第 2 項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第 28 条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第 30 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

イ 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）（抄）

第 6 章 安全点検等

（安全点検）

第 28 条 法第 27 条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行

わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第 29 条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

ウ 学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（20 文科ス第 522 号平成 20 年 7 月 9 日付）（抄）

第二 留意事項

第 1 学校保健安全法関連

一 学校保健及び学校安全に共通する留意事項

(1) 施策の推進に当たっての配慮

学校保健及び学校安全に係る施策の推進に当たっては、学校の実情や児童生徒等の発達段階、心身の状況、障害の有無について適切に配慮しつつ、校長の下で組織的な対応を図るとともに、各種の関係通知、文部科学省や関係団体が作成した報告書、指導用参考資料、調査結果等（別添 4 参照）に御留意いただき、適切な対応に努められたいこと。

(2) 国及び地方公共団体の責務について（第 3 条）

1 第 1 項において、国及び地方公共団体が学校保健及び学校安全に関して講ずべき必要な施策としては、例えば、物的条件や人的体制の整備充実に係る財政上又は法制上の措置、通知や各種会議等を通じた情報提供や指導助言、指導用参考資料や実践事例集の作成・配布、関係教職員を対象とした研修会の開催などが考えられること（後略）。

(3) 学校及びその設置者の連携協力について

本法において「学校においては」とは、これらの措置の実施をすべて学校長その他の教職員のみ責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものであることに留意されたいこと。

三 学校安全に関する留意事項

(9) 学校安全計画について（第 27 条）

2

① 学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第 28 条）を講ずることが求められること。

なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

- ③ 教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。

6 実施方法（アンケート調査）

（1）調査対象 全国の小学校 1,000 校及び中学校 500 校

調査対象の抽出に当たっては、市区町村教育委員会を經由して連絡を行うこと等を考慮し、学校住所録2021年度版（株式会社順悠社）の小学校版及び中学校版に記載されている学校から、国立、都道府県立等の学校を除き、公立の小学校（14,096 校）及び中学校（7,308 校）から無作為に抽出した。

除外した学校は、国立、都道府県立及び私立校、小中一貫教育、中高一貫教育、中学校通信教育課程を行っている学校、小学校と中学校で校舎・校地を共有している学校、夜間中学、分校、児童数 120 人以下の小学校、生徒数 100 人以下の中学校である。

なお、抽出に当たっては、都道府県に在籍する児童又は生徒数を基に抽出した。

（2）調査実施期間 2021 年 2 月 9 日～3 月 15 日

（3）調査実施方法 web サイトを通じて実施

（4）回答数

小学校 870 校（87.0%） 中学校 412 校（82.4%）

合 計 1,282 校（85.5%）

(5) 回答結果データ

【質問1】点検表の有無

質問1. 安全点検時に使用する点検表等は、ありますか？(1つ選択)		小学校(n=870)		中学校(n=412)	
		回答数	%	回答数	%
1	ある	868	99.8	386	93.7
2	ない	2	0.2	26	6.3

【質問2】見直し検討時期

質問2. 安全点検表等の見直し検討は、どのような時に行うこととしていますか？(複数選択可) 質問2は質問1にて「ある」と回答した学校が回答		小学校(n=868)		中学校(n=386)	
		回答数	%	回答数	%
1	定期的に見直す(年度ごと等)	764	88.0	329	85.2
2	施設・設備に起因した事故が発生した時	340	39.2	140	36.3
3	安全点検の準備をする時	184	21.2	83	21.5
4	施設・設備の改修を行った時	283	32.6	108	28.0
5	教育委員会から要請があった時	267	30.8	107	27.7
6	特に決まっていない	35	4.0	19	4.9
7	その他	10	1.2	7	1.8

【質問3】危険の程度との関連付け

質問3. 安全点検で見られる様々な危険に対し、学校として危険度を分類することになっていますか？(1つ選択)		小学校(n=870)		中学校(n=412)	
		回答数	%	回答数	%
1	はい	372	42.8	167	40.5
2	いいえ	498	57.2	245	59.5

【質問4】 外部人材の参加

質問4. 安全点検の知見を有する外部人材が、校内安全点検に参加していますか？(1つ選択)		小学校(n=870)		中学校(n=412)	
		回答数	%	回答数	%
1	はい	310	35.6	145	35.2
2	いいえ	560	64.4	267	64.8

「いいえ」と回答された方に伺います。

質問4 SQ2. 「いいえ」と回答された方に伺います。安全点検の知見を有する外部人材が学校の安全点検に参加していない理由について、以下を選択回答してください。(それぞれ1つずつ選択)		小学校(n=560)		中学校(n=267)	
		回答数	%	回答数	%
質問4 SQ2-1. 予算の都合で難しい					
1	とても当てはまる	212	37.9	101	37.8
2	まあ当てはまる	217	38.8	105	39.3
3	あまり当てはまらない	89	15.9	43	16.1
4	全く当てはまらない	42	7.5	18	6.7

質問4 SQ2-2. 適切な外部人材を見つけることが難しい		小学校(n=560)		中学校(n=267)	
		回答数	%	回答数	%
1	とても当てはまる	180	32.1	87	32.6
2	まあ当てはまる	266	47.5	119	44.6
3	あまり当てはまらない	78	13.9	48	18.0
4	全く当てはまらない	36	6.4	13	4.9

質問4 SQ2-3. 必要と考えていない		小学校(n=560)		中学校(n=267)	
		回答数	%	回答数	%
1	とても当てはまる	13	2.3	6	2.2
2	まあ当てはまる	114	20.4	67	25.1
3	あまり当てはまらない	279	49.8	128	47.9
4	全く当てはまらない	154	27.5	66	24.7

質問4 SQ2-4. 学外関係者(例:保護者、教育委員会)からの意見等により難しい		小学校(n=560)		中学校(n=267)	
		回答数	%	回答数	%
1	とても当てはまる	6	1.1	2	0.7
2	まあ当てはまる	6	1.1	6	2.2

3	あまり当てはまらない	278	49.6	135	50.6
4	全く当てはまらない	270	48.2	124	46.4

【質問5】 事故防止上の課題

質問5. 施設又は物品(例:設備、遊具等)により発生する事故を防止するうえで、あなたの学校において課題と考えられることは、以下のどれですか?(それぞれ1つずつ選択)		小学校(n=870)		中学校(n=412)	
質問5-1. 安全管理活動に係る者の安全に関する知識・経験が不足		回答数	%	回答数	%
1	とても当てはまる	46	5.3	29	7.0
2	まあ当てはまる	406	46.7	182	44.2
3	あまり当てはまらない	393	45.2	188	45.6
4	全く当てはまらない	25	2.9	13	3.2

質問5-2. 安全管理活動に十分な時間を費やすことが困難		小学校(n=870)		中学校(n=412)	
		回答数	%	回答数	%
1	とても当てはまる	99	11.4	52	12.6
2	まあ当てはまる	433	49.8	203	49.3
3	あまり当てはまらない	308	35.4	142	34.5
4	全く当てはまらない	30	3.4	15	3.6

質問5-3. 安全管理活動に掛ける費用が不足		小学校(n=870)		中学校(n=412)	
		回答数	%	回答数	%
1	とても当てはまる	245	28.2	125	30.3
2	まあ当てはまる	383	44.0	163	39.6
3	あまり当てはまらない	217	24.9	112	27.2
4	全く当てはまらない	25	2.9	12	2.9

質問5-4. 現状のままで課題はない		小学校(n=870)		中学校(n=412)	
		回答数	%	回答数	%
1	とても当てはまる	7	0.8	8	1.9
2	まあ当てはまる	234	26.9	119	28.9
3	あまり当てはまらない	442	50.8	195	47.3
4	全く当てはまらない	187	21.5	90	21.8

7 実施方法（訪問調査）

（1）調査対象

点検表を用いて安全点検を行っており、調査に協力可能と表明した公立の小学校（生徒数約 400 人の学校及び生徒数約 800 人の学校）及び中学校（生徒数約 250 人の学校及び生徒数約 400 人の学校）各 2 校

（2）実施日時

2021 年 8 月、9 月（各校 1 日、計 4 日）

（3）実施方法

調査委員会において、事故情報データベースに登録されている事故を参考に独自に点検表を作成し（図 2）、各校を訪問し、専門委員（1 名又は 3 名）及び事務局（2 名）で目視を中心として点検を行った。

（4）調査に用いた点検表について

事故情報データベースに登録されている学校の施設又は設備による事故を参考に、点検箇所、点検基準等を作成した（図 2）。

点検結果については、①重、②中、③軽、④無の 4 段階（①死亡、1 か月以上の治療を要する被害が生じる可能性があり、使用停止などが必要、②①には至らないが、被害が生じる可能性があり、警告表示、専門家への依頼が必要、③現在、被害が生じる可能性が乏しいが、継続して監視が必要、④異常なし）に分類することができるよう作成した。

なお、本点検表は、点検者の負担等の面から、学校において每学期行われる安全点検の点検表として推奨するものではない。

図2 点検表抜粋

区分		施設又は物品	点検箇所	点検基準	点検結果				異常内容	写真	備考	
大区分	小区分				異常レベル							
					無	軽	中	重				
室内 共通	設置物	学校用家具(ロッカー、収納ラック、本棚、可動式)	設置方法	安定性のある場所に設置され、高さがある家具は転倒しないよう固定等の対策が施されていること。 可動式棚は力を掛けても転倒しない構造であること。								
				積み重ねたロッカー等は上下が連結されていること。								
		外面	衝突すると危険な突起物(鍵を差し込んだ状態、取っ手等)やエッジ形状がないこと。									
		移動式スタンド(テレビ用等)	固定状態	テレビが落下しないように固定されていること。								
		吊り下げテレビ	固定状態	落下しないよう固定金具、固定バンド等で固定されていること。また、それらは緩みのないこと。								
		上下可動式黒板	固定状態	黒板の固定が不安定でないこと。								
		水槽	配置	棚の上等に水槽等の重量物を置かないこと。或いは勝手に移動しないように注意掲示があること。								
			電気器具	コンセントは水が掛からない位置にあるか、防水カバーが付いていること。また、ヒーターが空気中に露出していないこと。電源コードは折り曲げたりせず、抵抗が掛からないように配線していること。								
		開口部	窓	手すり	横棧等登りやすい構造の場合は、登りにくい対策(棧の間を埋め足掛かりとならない構造にする、周辺に足掛かりにできない物を設置し手すりに近づきにくくする、または注意表示を行う等)が施されていること。							
				周辺	足掛かりとなる設置物(机、ロッカー、本棚等)がないこと。							
				窓枠	窓と窓枠の間に手指を挟まれる事故防止の為、衝撃緩衝用ゴム等の対策が施されていること。また、それらは劣化(破損、変形、腐食、変色等)していないこと。							
				引き戸及び開閉動 開き戸	動きにくさ、がたつき、変形等がなく、開閉操作が滑らかであり、引き戸の落下がないこと。 開口幅を制限する等転落防止の為の対策が施されていること。対策未実施で落下リスクが高い場合は、カーテン撤去、ブラインド設置等のリスク低減策が施されていること。							

表1 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」

9 リスクの見積り

(1) 事業者は、リスク低減の優先度を決定するため、次に掲げる方法等により、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの発生の可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もるものとする。

ア 負傷又は疾病の重篤度とそれらが発生する可能性の度合を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ重篤度及び可能性の度合に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

(2) 事業者は、(1)の見積りに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 予想される負傷又は疾病の対象者及び内容を明確に予測すること。

イ 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。

ウ 負傷又は疾病の重篤度は、負傷や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。

10 リスク低減措置の検討及び実施

(1) 事業者は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位でリスク低減措置内容を検討の上、実施するものとする。

ア 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置

イ インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策

ウ マニュアルの整備等の管理的対策

出典：厚生労働省 危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成18年3月）

表2 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針 同解説」

(別添4)

リスク見積り方法の例

1 負傷又は疾病の重篤度

「負傷又は疾病の重篤度」については、基本的に休業日数等を尺度として使用するものであり、以下のように区分する例がある。

- ①致命的：死亡災害や身体の一部に永久損傷を伴うもの
- ②重大：休業災害（1ヶ月以上のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの
- ③中程度：休業災害（1ヶ月未満のもの）、一度に複数の被災者を伴うもの
- ④軽度：不休災害やかすり傷程度のもの

2 負傷又は疾病の可能性の度合

「負傷又は疾病の可能性の度合」は、危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して見積もるものであり（具体的には記の9(3)参照）、以下のように区分する例がある。

- ①可能性が極めて高い：日常的に長時間行われる作業に伴うもので回避困難なもの
- ②可能性が比較的高い：日常的に行われる作業に伴うもので回避可能なもの
- ③可能性がある：非定常的な作業に伴うもので回避可能なもの
- ④可能性がほとんどない：稀にしか行われない作業に伴うもので回避可能なもの

3 リスク見積りの例

リスク見積り方法の例には、以下の例1～3のようなものがある。

例1:マトリクスを用いた方法

重篤度「②重大」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積もり例

		負傷又は疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷又は疾病の発生可能性の度合	極めて高い	5	5	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

リスク	優先度	
4～5	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。 十分な経営資源を投入する必要がある。
2～3	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。 優先的に経営資源を投入する必要がある。
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。

出典：厚生労働省 危険性又は有害性等の調査等に関する指針・同解説（平成18年3月）

8 実施方法（外部人材との連携による安全点検）

（1）実施対象

調査委員会が指定した市教育委員会が設置した小学校 1 校

（2）実施期間 2022 年 1 月（計 1 日）

（3）実施方法 実施対象の小学校を設置した市教育委員会（3 名）が

① 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

② 特別民間法人中央労働災害防止協会

③ 地元企業 3 社

と連携し、調査委員会が提供した安全点検表³を用いて安全点検を行った。

なお、実施に当たっては専門委員（1 名）及び事務局（2 名）も同行した。

³調査報告書「3. 4 学校施設・設備の危険事例（訪問調査）」にて用いた安全点検表と同様の様式（本資料 16 頁）